

第3節 構成資産の概要

本節では、「世界遺産一覧表記載推薦書『古都京都の文化財』」（1993 年 12 月提出）に記載された、各構成資産の概要説明を再録する。ただし、明らかな誤記には最小限の修正を施し、必要に応じて脚注を附した。加えて、推薦書に掲載した当時の写真と 2018 年～2021 年現在の状況を写真で対比する。また、各構成資産の概要説明の末尾に掲載した「国指定文化財建造物、庭園分布図」（図 19～38）は本計画書のために新たに作図したものである。1994 年以降の修理事業については、第 5 章を参照されたい。

A. 賀茂別雷神社（通称：上賀茂神社）推薦書（1993 年 12 月提出）より再掲



賀茂別雷神社 楼門及び廻廊
左：世界遺産推薦当時 右：現在

7 世紀末には有力な神社であった賀茂別雷神社は、平安建都以降、賀茂御祖神社とともに国家鎮護の神社として朝廷の崇敬を集め、11 世紀初頭までに現在に近い姿に整えられた。

その後、神社の影響力が衰え、また、内乱の影響もあって 17 世紀初頭にはひどく衰微していたが、1628 年に再興された。この再興は境内全体におよぶものであり、記録や絵図を参考に平安時代の状況が再現された。

再興後は、17 世紀 1 回、18 世紀 3 回、19 世紀 3 回の本殿造替が行われ、国宝に指定されている現在の本殿【A1】、権殿【A2】は 1863 年再建のものである。近代には、本殿、権殿の半解体修理（1911）、屋根葺替修理（1972）が実施され、その他の社殿についても半解体修理、屋根葺替修理、部分修理が行われている。

本殿、権殿は同形同大で東西に並び、正面 3 間、側面 2 間、四周に縁をめぐらし正面に向拝をつけた形式である。檜皮葺、切妻造平入の屋根を基本に、前

方の流れを長くした“流造”の古制をよく伝えている。

国宝の本殿、権殿の他、1628年の再建と考えられる34棟の建造物（舞殿等は1863年）が重要文化財に指定されている。

神社の聖域は、神社本体の後方もしくは周囲にある山や森林を含んでいることが特徴である。神社のこのような自然的特性はその歴史的環境に必要不可欠なものである。賀茂別雷神社の推薦区域には神社後方にある神山を含んでいる。

A. 賀茂別雷神社を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である賀茂別雷神社境内は1993年9月22日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N35°3'37" E135°45'10"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
A1	本殿	**	1901.08.02	1863	神霊をまつる社殿
A2	権殿	**	1901.08.02	1863	造替の時御神体を移す仮の建物
A3	本殿権殿取合廊	*	1901.08.02	1863	本殿と権殿をつなぐ廊
A4	本殿東渡廊取合廊	*	1901.08.02	1863	本殿と東渡廊をつなぐ廊
A5	西渡廊	*	1901.08.02	1628	権殿と西御供所をつなぐ廊
A6	透廊	*	1901.08.02	1628	本殿権殿中間へ向かう吹き放しの廊
A7	渡廊	*	1901.08.02	1628	透廊とつながる廊
A8	祝詞舎	*	1901.08.02	1628	祭事において祝詞を唱える殿舎
A9	塀中門	*	1901.08.02	1628	祝詞舎と東渡廊の間にある塀及び門
A10	摂社若宮神社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A11	東渡廊	*	1901.08.02	1628	東御供所につなぐ廊
A12	四脚中門	*	1901.08.02	1628	東西御供所の間に位置する門
A(1)	末社棚尾社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A13	御籍屋	*	1901.08.02	1628	結番の札をかける建物
A14	神宝庫	*	1901.08.02	1628	神宝を納める建物
A15	唐門	*	1901.08.02	1628	本社と摂社新宮神社をつなぐ門
A(2)	右袖塀	*	1967.06.15	1628	唐門の右にある塀
A(3)	左袖塀	*	1967.06.15	1628	唐門の左にある塀
A16	東御供所	*	1901.08.02	1628	供物を置く殿舎
A17	直会所	*	1901.08.02	1628	神事の後に神酒、神饌をおろしていただく酒宴をする殿舎
A18	楽所及び西御供所	*	1901.08.02	1628	雅楽を演奏する殿舎及び供物を置く所
A19	幣殿	*	1901.08.02	1628	神への供物を供えるための殿舎
A20	忌子殿	*	1901.08.02	1628	忌子の参籠のための殿舎
A21	幣殿忌子殿取合廊	*	1901.08.02	1628	幣殿と忌子殿をつなぐ廊
A22	高倉殿	*	1901.08.02	1628	神器を納める殿舎

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
A23	楼門	*	1901.08.02	1628	神殿群域の入口の門
A24	廻廊<東>	*	1901.08.02	1628	楼門の東につながる廊
A25	廻廊<西>	*	1901.08.02	1628	楼門の西につながる廊
A(4)	摂社須波神社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A(5)	玉橋	*	1967.06.15	1628	明神川にかかる木橋
A(6)	末社杉尾社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A(7)	末社土師尾社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A26	摂社新宮神社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A27	摂社新宮神社拝殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A28	摂社片岡神社本殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A29	摂社片岡神社拝殿	*	1967.06.15	1628	本社に付属した神社のひとつ
A30	片岡橋	*	1967.06.15	1628	摂社片岡神社拝殿前にある屋根付きの反橋
A31	拝殿	*	1903.04.15	1628	礼拝のための殿舎
A32	舞殿	*	1903.04.15	1863	神事芸能を行う殿舎
A33	土屋	*	1903.04.15	1628	神事において神職の着座する殿舎
A34	楽屋	*	1903.04.15	1628	神事に雅楽を奏する殿舎
A35	外幣殿	*	1903.04.15	1628	もと上皇及び法皇の拝座
A36	北神饌所	*	1903.04.15	1863	もと社務所に利用した殿舎、神饌を調理する殿舎

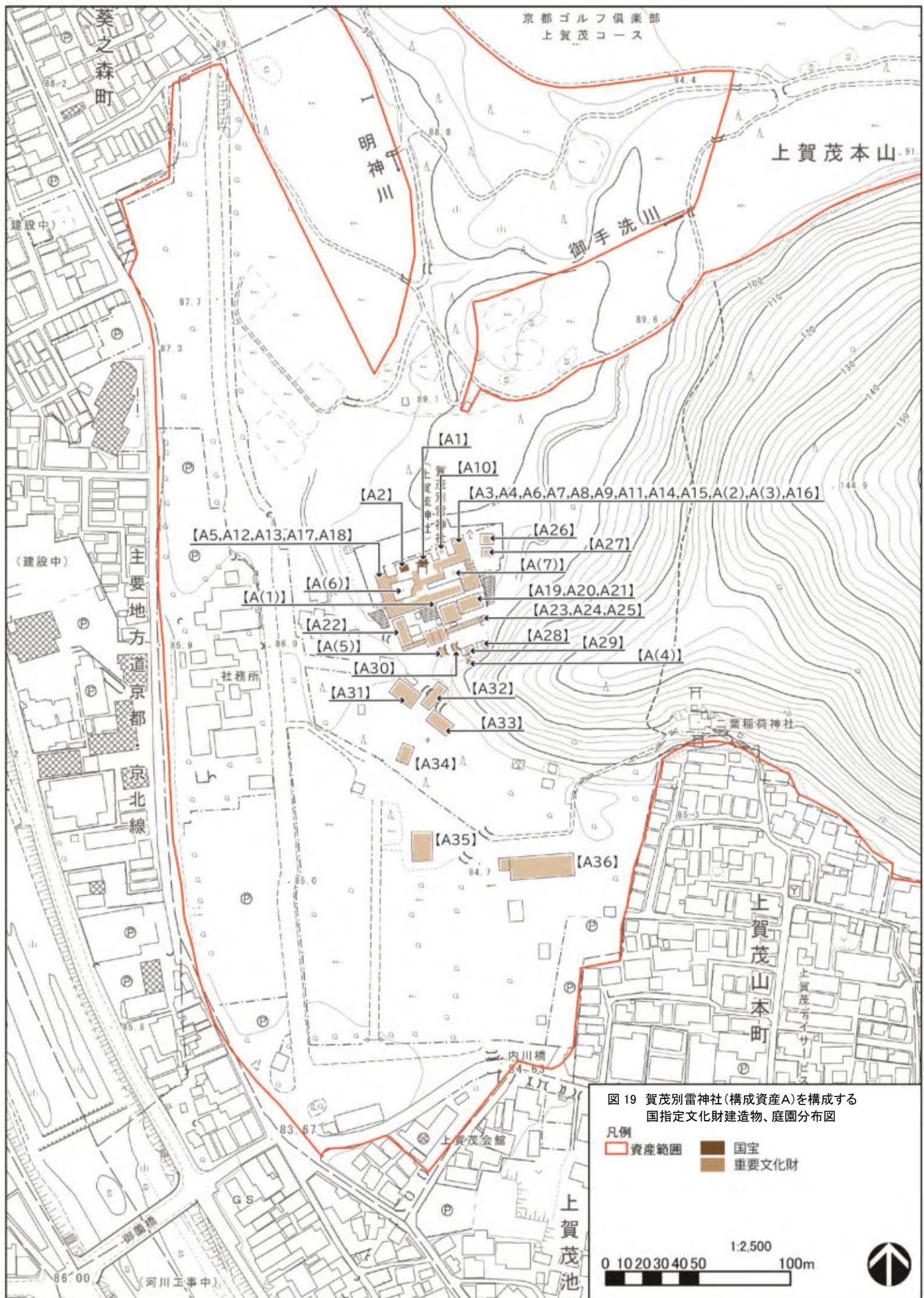
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



B. 賀茂御祖神社（通称：下鴨神社）推薦書（1993 年 12 月提出）より再掲



賀茂御祖神社 東西本殿
左：世界遺産推薦当時 右：現在

賀茂御祖神社は、平安京造営にあたり国家鎮護の社となり、賀茂別雷神社とともに賀茂社と総称され、11 世紀初頭には現在に近い姿に整えられた。

損傷した時を造替の機会としていた賀茂別雷神社と異なり、1036 年から 1322 年まではほぼ 20 年毎に式年造替がくり返されていたが、戦乱等により遅滞するようになり、その後、1629 年に再興され、平安時代の状況が再現された。

再興後は、17 世紀 1 回、18 世紀 3 回、19 世紀 3 回の本殿造替が行われてきたが、1863 年を最後に造替は行われなくなった。近代には、東西本殿の半解体修理(1913)、屋根葺替修理(1973)が実施され、その他の社殿についても半解体修理、屋根葺替修理が行われている。

国宝の東本殿【B1】、西本殿【B2】は 1863 年造替のものであり、流造本殿の代表例である。

国宝 2 棟の他、1629 年再興時の 27 棟及び 1863 年造替時の 4 棟の計 31 棟の建造物が重要文化財に指定されている。

なお、賀茂御祖神社は鴨川と高野川の合流点に位置し、境内は糺の森という大きな森に包まれている。

賀茂御祖神社及び賀茂別雷神社は、京都三大祭のひとつである葵祭をはじめとするさまざまな神事、祭事の舞台として親しまれている。

B. 賀茂御祖神社を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である賀茂御祖神社境内は 1983 年 3 月 29 日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N35°2'20" E135°46'21"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
B1	東本殿	**	1901.08.02	1863	神霊を祭る社殿
B2	西本殿	**	1901.08.02	1863	神霊を祭る社殿
B3	祝詞舎	*	1901.08.02	1863	祭事において祝詞を奏上する殿舎
B4	幣殿	*	1901.08.02	1629	神への供物を供えるための殿舎
B5	東廊	*	1901.08.02	1629	幣殿と東御料屋をつなぐ廊
B6	西廊	*	1901.08.02	1629	幣殿と西御料屋をつなぐ廊
B7	東御料屋	*	1901.08.02	1629	東本殿の神に供える飲食物を用意する殿舎
B8	西御料屋	*	1967.06.15	1629	西本殿の神に供える飲食物を用意する殿舎
B9	叉蔵	*	1901.08.02	1629	御神宝、文書を保存する校倉づくりの倉
B10	四脚中門	*	1901.08.02	1629	神社の中心領域へはいる門
B11	東楽屋	*	1901.08.02	1629	神事に雅楽を奏する殿舎
B12	西楽屋	*	1901.08.02	1629	神事に雅楽を奏する殿舎
B13	中門東廻廊	*	1901.08.02	1629	東御料屋と東楽屋をつなぐ廊
B14	中門西廻廊	*	1901.08.02	1629	預り屋と西楽屋をつなぐ廊
B15	預り屋	*	1901.08.02	1629	神職が昼夜勤番するための殿舎
B16	西唐門	*	1901.08.02	1629	中心領域と西側の接社三井神社をつなぐ門
B(1)	右透塀	*	1901.08.02	1629	西唐門に接続する塀
B(2)	左透塀	*	1901.08.02	1629	西唐門に接続する塀
B(3)	末社印社本殿	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(4)	末社一言社本殿（東）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(5)	末社一言社本殿（西）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(6)	末社二言社本殿（南）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(7)	末社二言社本殿（北）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(8)	末社三言社本殿（中）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(9)	末社三言社本殿（北）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(10)	末社三言社本殿（南）	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(11)	透塀	*	1967.06.15	1629	末社一言社の前に位置する塀
B17	舞殿	*	1901.08.02	1629	舞楽を奏する殿舎
B18	神服殿	*	1903.04.15	1629	神服を裁縫するための殿舎

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
B19	橋殿	*	1901.08.02	1629	御手洗川にかかり神事芸能を行う殿舎
B20	細殿	*	1901.08.02	1629	神事において皇族方の着座する殿舎
B21	供御所	*	1903.04.15	1629	神への供物、飲食物を準備する殿舎
B22	大炊殿	*	1903.04.15	1629	神へ供える飲食物を調理する殿舎
B(12)	井戸屋形	*	1967.06.15	1629	大炊所に付属する井戸にかかる上屋
B23	楼門	*	1901.08.02	1629	社殿群の領域へはいる正門
B24	楼門東廻廊	*	1901.08.02	1629	楼門の東に接続する廊
B25	楼門西廻廊	*	1901.08.02	1629	楼門の西に接続する廊
B26	摂社出雲井於神社本殿	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(13)	岩本社本殿	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(14)	橋本社本殿	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B27	摂社三井神社本殿(西)	*	1967.06.15	1863	本社に付属した神社のひとつ
B28	摂社三井神社本殿(中)	*	1967.06.15	1863	本社に付属した神社のひとつ
B29	摂社三井神社本殿(東)	*	1967.06.15	1863	本社に付属した神社のひとつ
B30	摂社三井神社拝殿	*	1967.06.15	1629	摂社三井神社礼拝のための殿舎
B31	摂社三井神社棟門	*	1967.06.15	1629	摂社三井神社の正門
B32	摂社三井神社東廊下	*	1967.06.15	1629	棟門の東に接続する廊
B33	摂社三井神社西廊下	*	1967.06.15	1629	棟門の西に接続する廊
B(15)	摂社三井末社本殿 諏訪社	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(16)	摂社三井末社本殿 小杜社	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ
B(17)	摂社三井末社本殿 白髭社	*	1967.06.15	1629	本社に付属した神社のひとつ

** 国宝を示す

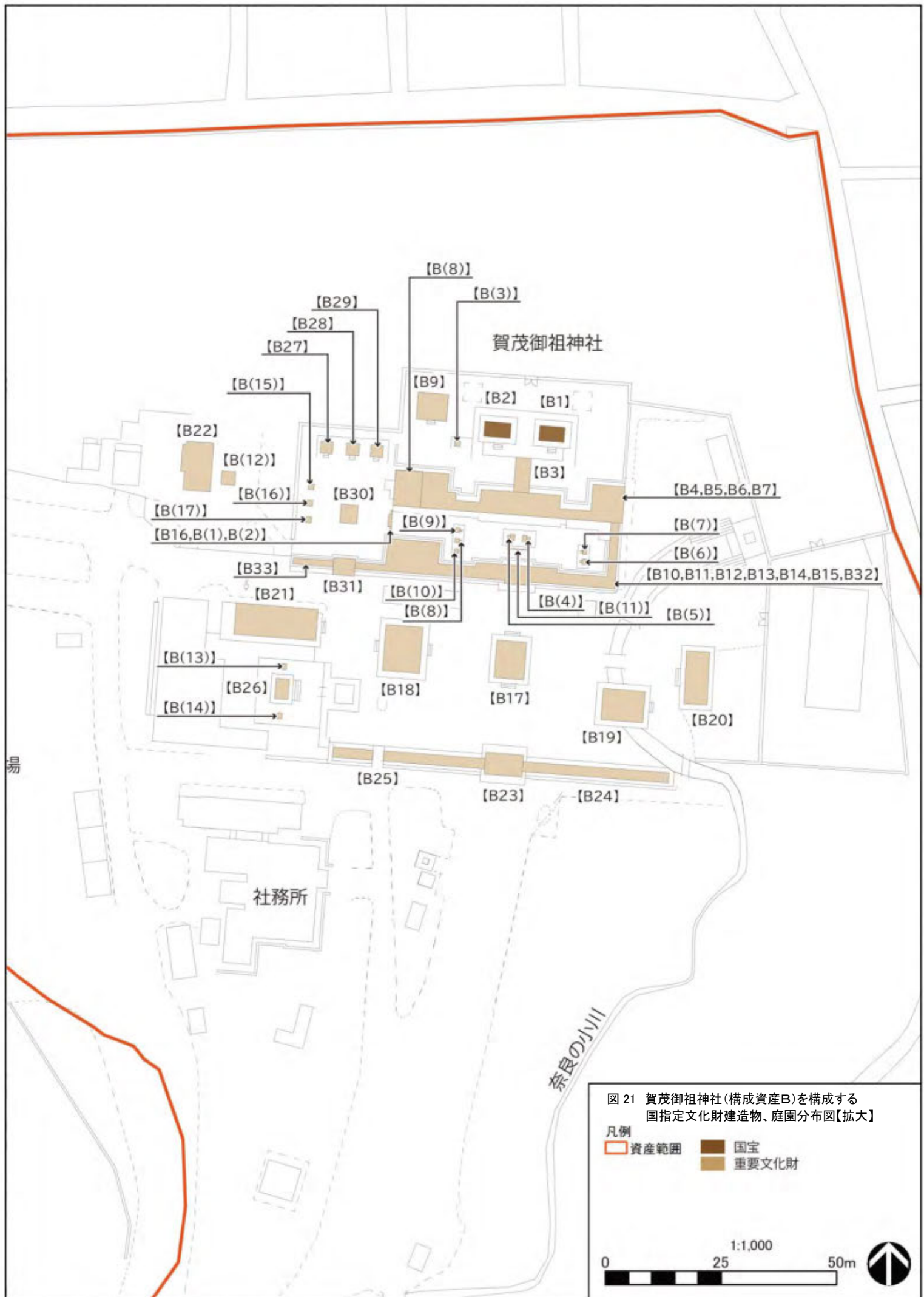
* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。





C. 教王護国寺（通称：東寺）推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



教王護国寺 五重塔
左：世界遺産推薦当時 右：現在

平安京造営に際し、796 年、国家鎮護のために羅城門の東西に建立されたふたつの官寺、東寺、西寺のひとつである。当時の区画規模を現在まで維持し、平安京復原の基準としての現代的意味を持っている。

823 年には弘法大師空海に下賜され真言密教の道場となった。伽藍配置は南大門、（中門：1486 年焼失）、金堂、講堂、食堂、北大門が南北軸上に並び（回廊 1486 年焼失）、中門の東方に五重塔が配される配置であるが、中門の西方に配された灌頂院が密教寺院の性格を示している。度重なる内乱等による焼失にも、その都度、時の政権の庇護のもとに再建され、一部は失われているものの、現在まで創建当時の伽藍配置及び平面規模を伝えているとともに建築技法も伝統的な手法が用いられている。

1940 年に金堂の解体修理、1953～1958 年には講堂、南大門、大師堂、宝蔵、灌頂院の解体修理が実施された。さらに、1990 年に慶賀門、1992 年に北大門の解体修理を行っている。

金堂、五重塔、大師堂、蓮花門の 4 国宝の他、内部に 21 尊の仏像が安置される講堂【C10】、密教の重要な儀式である伝法灌頂を行う灌頂院【C11】、11 世紀の建築である校倉造の宝蔵【C9】など 9 棟 1 基の重要文化財建造物を有している。

本堂である金堂【C1】は 796 年の創建、1486 年に焼失し、現在の堂は 1603 年に再建されたものである。入母屋造、本瓦葺の豪放雄大な桃山時代の代表的建築である。

826 年に創建着手された五重塔【C2】は 888 年、1055 年、1563 年、1635 年と 4 回焼失している。1643 年に竣工した現在の塔は、創建当時の典型的形式を受け継ぎ、高さ 57m と現存する五重塔のうち最高の高さを誇り、京都の景観的シンボルとなっている。

弘法大師の住房として建てられた大師堂【C3】は 1379 年に焼失、翌年再建された。さらに 1390 年に大師像を拝する礼堂と廊を増築し、現在に至っている。平安時代の住房形式である寝殿造を受け継ぎ、檜皮葺の緩やかな屋根が優美な形態をきわ立たせている。

西大門に相当する蓮花門【C4】は 796 年に創建され、12 世紀末に再建されて現在に至っている。

C. 教王護国寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である教王護国寺境内は 1934 年 3 月 13 日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N34°58'51" E135°44'48"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
C1	金堂	**	1897.12.28	1603	本尊を安置する中心仏堂
C2	五重塔	**	1897.12.28	1643	五重の塔
C3	大師堂	**	1898.12.28	1380	弘法大師をまつる堂
C4	蓮花門	**	1902.04.17	12 世紀 後半	境内西側に開く門
C5	北大門	*	1907.08.28	12 世紀 後半	境内北側に開く門
C6	慶賀門	*	1907.08.28	12 世紀 後半	天皇の勅使が使用した門、 東大門の北に開く門
C7	東大門	*	1910.08.29	1605	境内東側に開く門
C8	南大門	*	1910.08.29	1601	境内南側に開く門
C9	宝蔵	*	1925.04.24	11 世紀	寺宝を納める建物
C10	講堂	*	1940.10.14	1491	僧侶が経法を講じ、講義を 行う堂
C11	灌頂院	*	1940.10.14	1629	密教の儀式を行う堂宇
C12	灌頂院東門	*	1955.06.22	13 世紀 中頃	灌頂院東側に位置する門
C13	灌頂院北門	*	1955.06.22	13 世紀 中頃	灌頂院北側に位置する門
C14	五重小塔	*	1955.06.22	1240	大師堂に安置される五重塔 のミニチュア

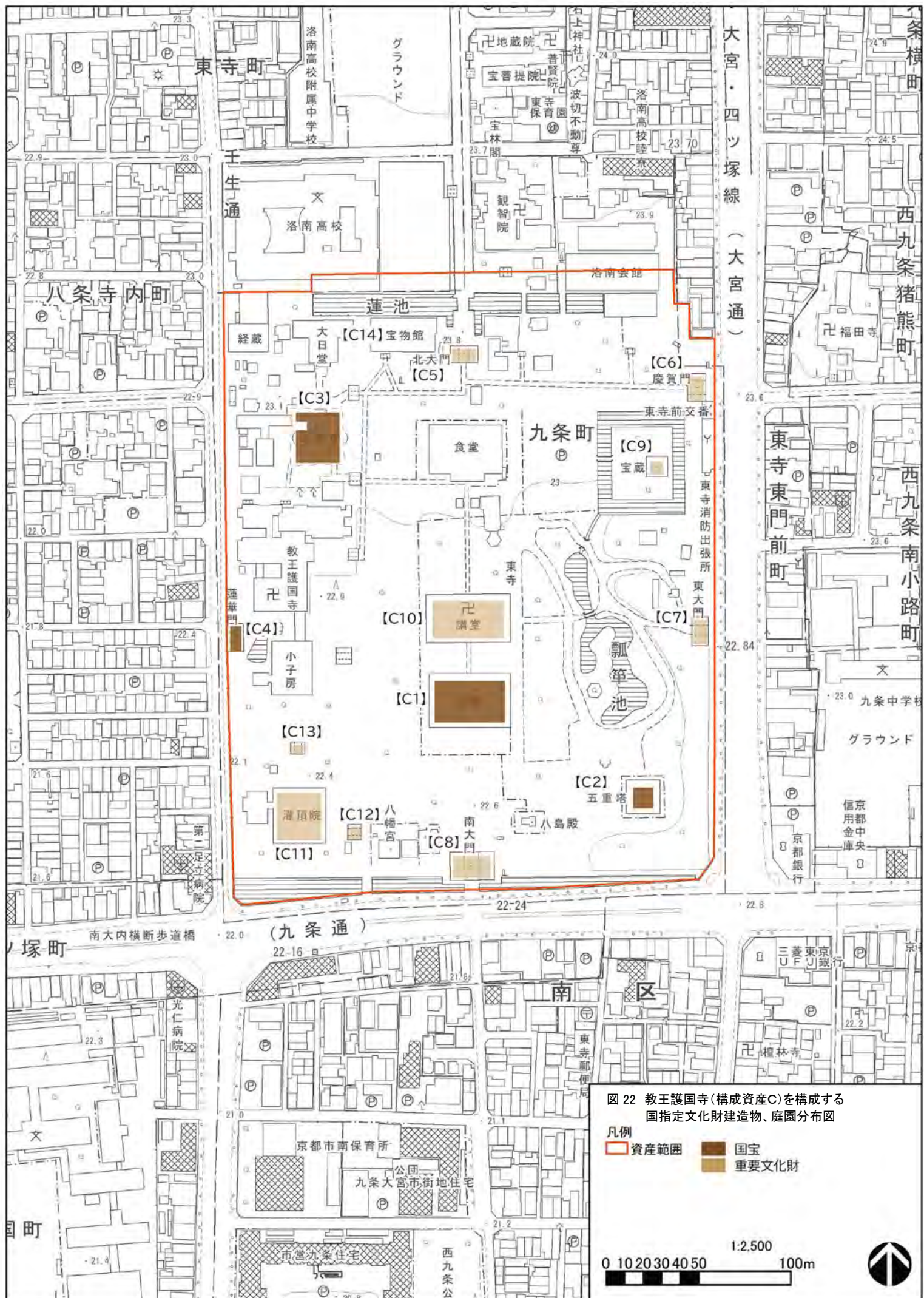
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



D. 清水寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



清水寺 （左から）西門、三重塔、経堂、田村堂、轟門、朝倉堂、本堂
左：世界遺産推薦当時 右：現在

780 年に私寺として建立された寺であり、805 年に桓武天皇の勅願寺となり寺地が認められた。

創建後 9 回の火災焼失の都度再建されており、1629 年の火災の難を逃れた馬駐（15 世紀後半）、仁王門（15 世紀後半）、鐘楼（1607）以外は 1630 年代の再建である。

主要伽藍は、西門、三重塔、経堂、開山堂、朝倉堂、本堂、阿弥陀堂が西から東に並び、本堂の西に轟門、北に鎮守社である地主神社の社殿、阿弥陀堂の南北に奥の院、釈迦堂が位置している。この現在見られる景観は 15 世紀末には成立していた。その後、18 世紀後期に本堂の修理が行われ、19 世紀中期には伽藍全体で維持修理が行われている。

近代では、1898 年に本堂の解体修理が行われたのをはじめ、西門半解体修理（1914 及び 1951）、釈迦堂解体修理（1975）、地主神社社殿屋根葺替及び塗装修理（1976）、子安塔屋根葺替修理（1978）が行われた。さらに、三重塔【D6】半解体修理（1986）、西門【D5】屋根葺替修理（1993）の際に、経年の風化等により変色・退色していた内外部の彩色文様を、綿密な調査を踏まえて外観を創建当時の極彩色に復原することが決定している。

国宝の本堂【D1】は 1633 年に再建されたものであり、山の中腹に建つ大規模なこの建築は、前半部が崖に乗る形になり、縦横の貫によって結ばれた高い束柱が支える“懸造”の構造となっている。仏堂である石敷の内陣と礼堂である板敷の外陣からなる本体に、寄棟造檜皮葺の大屋根がかかっている。この平面、架構とも平安時代からの形を受け継ぐものである。

国宝本堂の他、三重塔、地主神社の本殿、拝殿など 18 棟の重要文化財建造

物、江戸時代初期の借景式庭園である名勝指定の成就院庭園がある。

D. 清水寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である清水寺境内地と地主神社境内地は、1993年9月1日に国宝、重要文化財と一体の土地として指定されている。

国土数値情報 N34°59'41" E135°47'06"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
D1	本堂	**	1897.12.28	1633	本尊を安置する中心仏堂
D2	仁王門	*	1966.06.11	15世紀後半	境内入口に立つ正門
D3	馬駐	*	1952.03.29	15世紀後半	馬をつなぐ施設
D4	鐘楼	*	1908.04.23	1607	梵鐘をつるす建物
D5	西門	*	1908.04.23	1631	三重塔の西に建つ門
D6	三重塔	*	1966.06.11	1632	三層の塔
D7	経堂	*	1966.06.11	17世紀前半	経文を納める堂宇
D8	田村堂	*	1966.06.11	17世紀前半	開山を安置した堂
D9	朝倉堂	*	1966.06.11	17世紀前半	法念を行う堂
D10	轟門	*	1966.06.11	17世紀前半	本堂西側に建つ門
D11	本坊北総門	*	1966.06.11	17世紀前半	住職の住む院の正門
D12	鎮守堂	*	1966.06.11	17世紀前半	寺を守る神をまつる社殿
D13	釈迦堂	*	1966.06.11	1631	釈迦三尊像を安置する堂宇
D14	阿弥陀堂	*	1966.06.11	17世紀前半	阿弥陀如来像を安置する堂宇
D15	奥院	*	1966.06.11	1633	十一面千手観世音菩薩を安置した堂宇
D16	子安塔	*	1966.06.11	17世紀前半 ¹	子安観音を安置する三層の塔
D17	地主神社本殿	*	1966.06.11	1631	神霊をまつる社殿
D18	地主神社拝殿	*	1966.06.11	1631	礼拝のための殿舎
D19	地主神社総門	*	1966.06.11	1631	神社の正門
Da	成就院庭園	#	1943.02.19	17世紀	借景式の池庭

** 国宝を示す

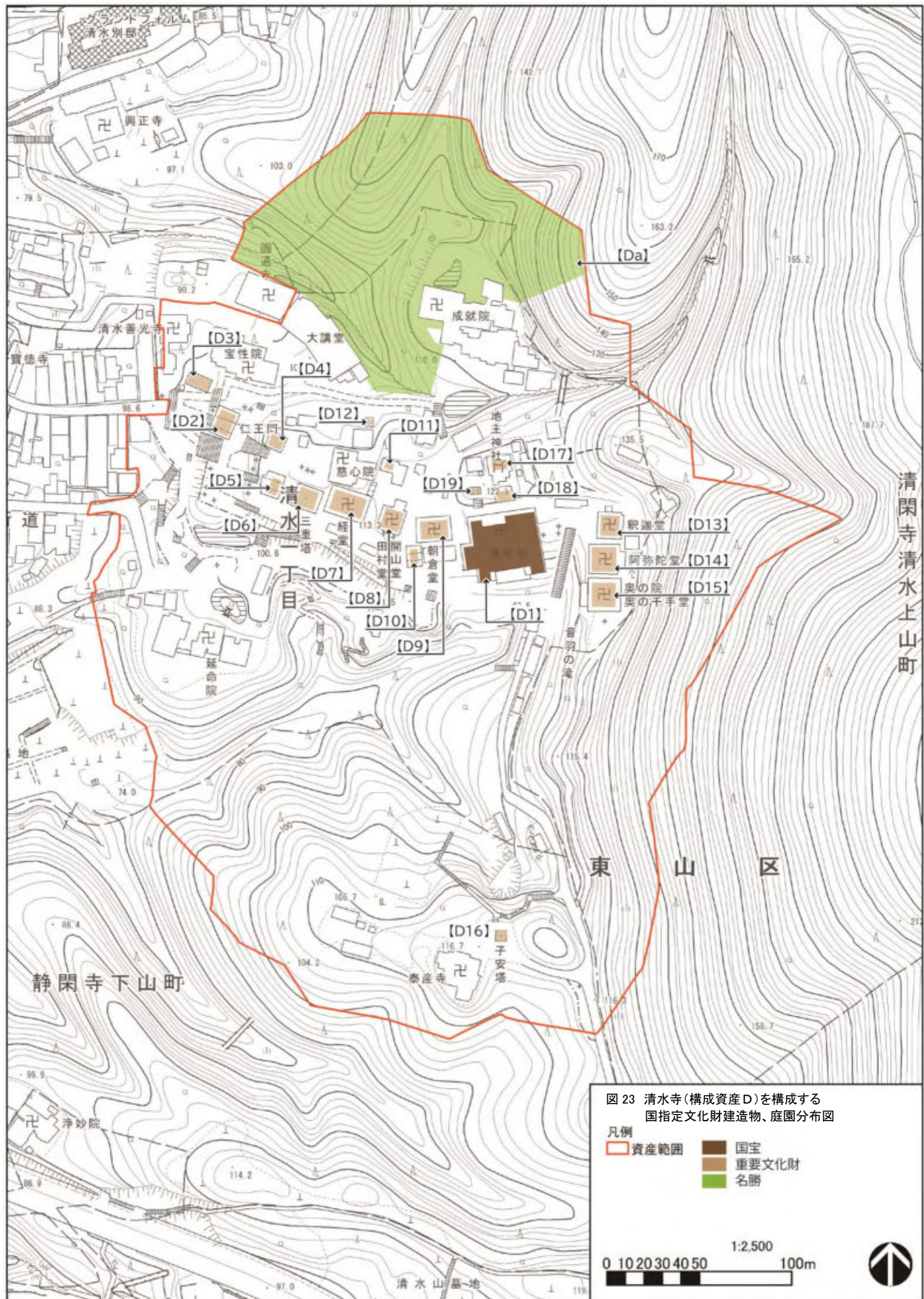
* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

¹ 子安塔の建築年代は江戸時代初期の寛永年間（1624～1644）頃と考えられていたが、世界遺産登録後に行われた解体修理中に部材から発見された墨書によって、室町時代の明応9年（1500）に遡ることが明らかとなった。



E. 延暦寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



延暦寺 根本中堂
左：世界遺産推薦当時 右：現在（修理直前）

延暦寺は天台宗を伝えた最澄が平安京の鬼門鎮護のため 788 年に建立し、後に法然、栄西、親鸞、道元、日蓮ら日本の仏教各派の始祖となった高僧を世に送り出した修行の寺である。

10 世紀後期には現在のように東塔、西塔、横川の三地域を中心に堂舎が整備され、隆盛を築いていた。その後、火災のたびに再建が繰り返され、1571 年には兵火により峰の西側に建つ瑠璃堂、相輪櫓を除く全てが焼失し、再建が行われた。

近代には、瑠璃堂解体修理（1917 及び 1939）、根本中堂半解体修理（1954）、転法輪堂解体修理（1958）、常行堂及び法華堂解体修理（1967）をはじめとする修理事業が行われている。

総本堂である国宝の根本中堂【E1】は、887 年、正面 11 間、側面 4 間孫庇付の 1 棟として創建され、938 年に再建、980 年には孫庇幅を広げ回廊、中門が加えられた。その後、1435 年、1499 年、1589 年に再建され、現在のものは 1631 年に倒壊後、1640 年に再建されたものである。

正面 11 間、側面は内陣 4 間、礼堂にあたる中陣 1 間、外陣 1 間の計 6 間、入母屋造、瓦棒銅板葺という大規模な仏堂である。板敷の外陣、中陣に対し、3 基の宮殿くうでんを安置した内陣は土間床石敷、小組格天井の格の高い仕様としている。

こうした形態と規模は平安時代まで遡ると考えられているが、架構や細部は、和様を駆使した江戸時代前期の気風を示している。

この他、根本中堂と中庭を挟んで位置する廻廊をはじめ、東塔地域の 2 棟、西塔地域の 4 棟 1 基が重要文化財建造物に指定されている。

E. 延暦寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である延暦寺境内は、1934年3月13日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N35°4'14" E135°50'28"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
E1	根本中堂	**	1899.04.05	1640	本尊薬師如来像を安置する中心の堂宇
E2	根本中堂廻廊	*	1899.04.05	1640	根本中堂の前面を囲む廊下
E3	転法輪堂	*	1900.04.07	1347	釈迦如来を本尊とする堂（西塔北谷の中心堂）
E4	戒壇院	*	1901.08.02	17世紀後半	天台宗の僧が受戒する経宇
E5	瑠璃堂	*	1912.02.08	15世紀後半	釈迦如来を本尊とする堂（西塔北谷の中心堂）
E6	相輪櫓	*	1917.08.13	1895	法華経、大日経などを納めた塔
E7	常行堂	*	1955.06.22	1595	阿弥陀経をよんで修行する道場
E8	法華堂	*	1955.06.22	1595	法華経をよんで修行する道場
E(1)	廊下	*	1955.06.22	1595	常行堂と法華堂をつなぐ廊下
E9	大講堂	*	1987.06.03	1634	僧侶が経法を講じ、講義を行う堂

**国宝を示す *重要文化財を示す

特別名勝を示す # 名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

※2016年7月25日に資産範囲に所在する下記の10棟が新たに重要文化財に指定されている。

No.	建造物/庭園名称	建立年代
※1	文殊楼	1668
※2	山王社	1649
※3	浄土院伝教大師御廟 附・棟札1枚	1662
※4	浄土院唐門	1666
※5	浄土院拝殿	1662
※6	阿弥陀堂鐘楼	1624-1643
※7	西塔鐘楼	1684-1687
※8	四季講堂 附・厨子1基・棟札5枚	1652
※9	元三大師御廟拝殿 附・御廟瑞垣1棟、・鳥居1基	1673-1680
※10	横川鐘楼	1687

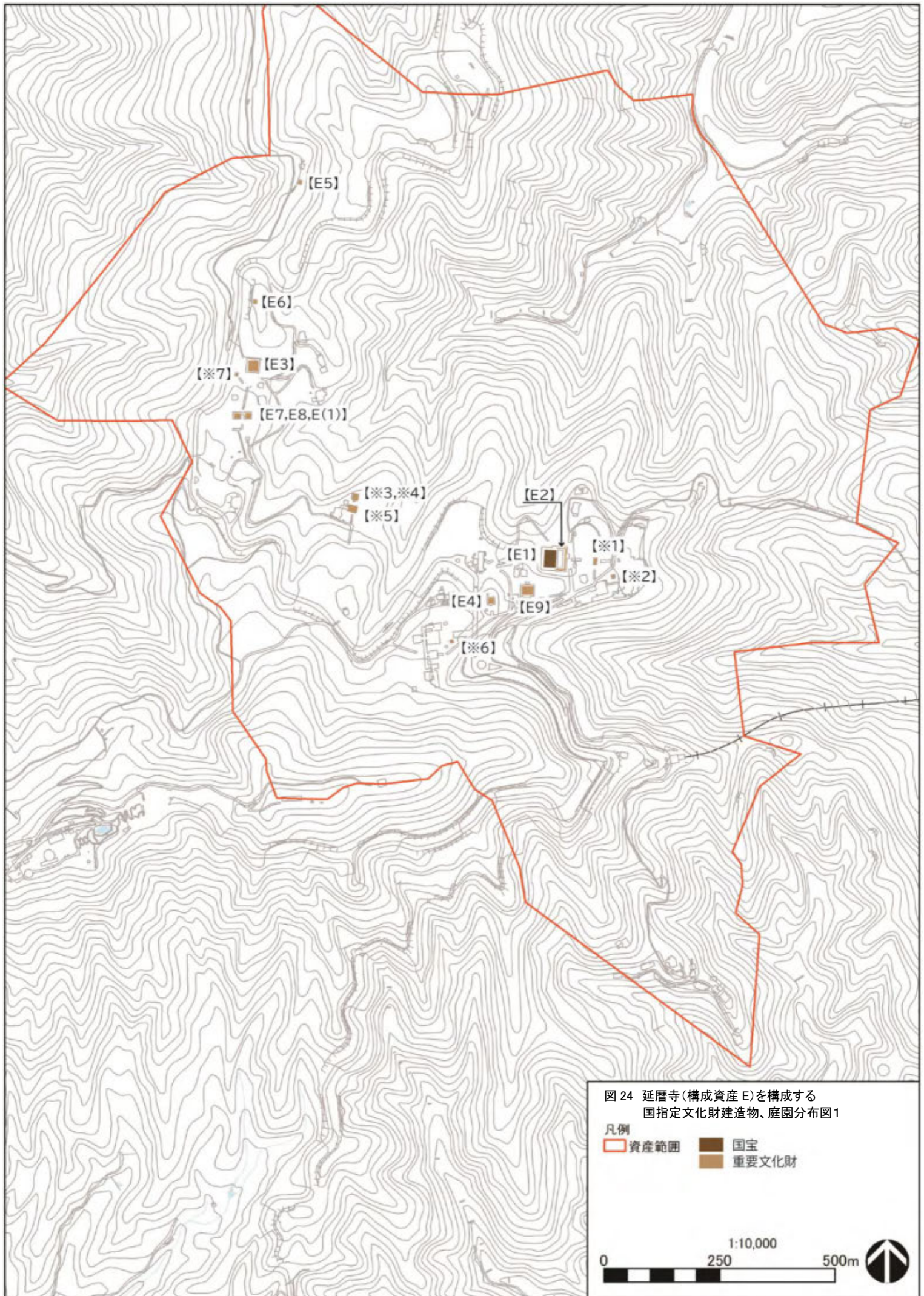
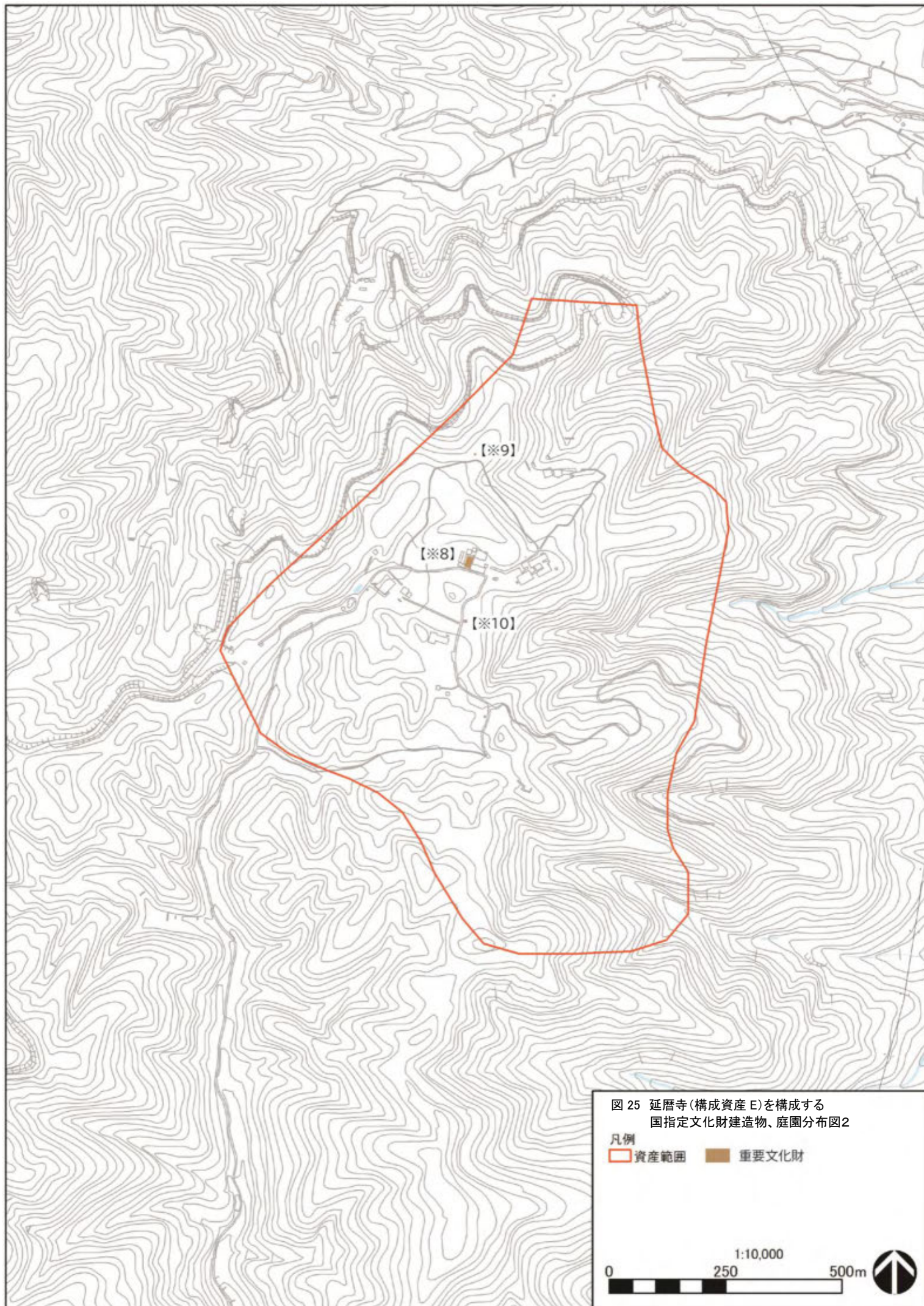


図 24 延暦寺(構成資産 E)を構成する
国指定文化財建造物、庭園分布図1



F. 醍醐寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



醍醐寺 金堂

左：世界遺産推薦当時 右：現在



醍醐寺 三宝院庭園

左：世界遺産推薦当時 右：現在

醍醐寺は山上の伽藍と、西麓の平地伽藍とに分かれている。山上伽藍は 874 年から平地伽藍は 904 年から整備が始められ、907 年には勅願寺となり、952 年に平地伽藍の五重塔が落成し完成した。

その後、15 世紀の戦乱期には衰微し、戦災によってほとんどの建物が焼失した。しかし、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて金堂の移築再建、五重塔の修理、三宝院庭園の前身である庭園の築造をはじめとする復興が行われ、現在見られる姿が形成された。

18 世紀中期には五重塔の解体修理や、三宝院殿堂の大修理が実施された。近代には、薬師堂（1907）、清瀧宮拝殿（1919）、三宝院殿堂（1927）、金堂（1929）、三宝院唐門（1936）の解体、半解体修理が行われ、1954 から 1959 年には五重塔の解体修理によって 10 世紀の建築技法が明らかになるとともに創建当初の姿に復原された。

また、三宝院庭園は 1981 年に護岸石組の改修整備がなされている。

現在、山上伽藍の薬師堂、清瀧宮拝殿、平地伽藍の五重塔、金堂、三宝院の殿堂表書院、唐門の 6 棟の国宝建造物、特別名勝である三宝院庭園の他、9 棟 1 基の建造物が重要文化財に指定されている。

薬師堂【F5】は 907 年に建立され、後に倒壊し、現在のものは 1121 年の再建である。乱石積基壇の上に建つ正面 5 間、側面 4 間、入母屋造、檜皮葺で、平安時代初期の礼堂を持たない仏堂の規模、様式を伝えている。

醍醐寺の鎮守社清瀧宮拝殿【F4】は、1088 年建立、1410 年焼失の後、1434 年現在のものに再建されている。南斜面に建つため東側を正面とした正面 3 間、側面 7 間の妻入、懸造であり、屋根は入母屋造檜皮葺で正面に唐破風造の向拝が設けられた住宅建築風の拝殿である。

951 年に完成した五重塔【F1】は、京都における現存最古の建造物であり、雄大で安定感のある立面構成とともに、初層内部に描かれた両界マンダラ壁画が密教寺院の特性を示している。

金堂【F2】は 17 世紀初頭に紀州から満願寺金堂を移築したものであり、正面 7 間、側面 5 間、入母屋造本瓦葺の建物は板床敷の内陣、外陣を持つ平安末期の仏堂様式を完全に残している。

三宝院表書院【F10】及び庭園【Fa】は 1598 年に豊臣秀吉が大規模な花見を催すにあたって、増築、改造したものである。書院は縁側に勾欄をめぐらし、西南隅に泉殿を設けるなど、平安時代の寝殿造の様式を取り入れた優雅なものである。庭園は秀吉が直接指示して作らせた豪奢なもので、池泉廻遊式庭園と枯山水庭園の折衷様式であるが、建物内部からの景を重視した庭園となっている。

朝廷からの使者を迎える唐門【F15】は黒漆塗装や金箔貼がなされ、扉には菊花と桐花が彫刻された、檜皮葺の平唐門であり、桃山時代の大胆で華麗な意匠を今に伝えている。

F. 醍醐寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である醍醐寺境内は、1967年12月27日に史跡に指定され、1983年3月28日に追加指定されている。

国土数値情報 N34°57'03" E135°49'10"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
F1	五重塔	**	1897.12.28	951	五層の塔
F2	金堂	**	1908.08.01	12世紀	本尊薬師三尊像を安置した中心の堂
F3	清瀧宮本殿	*	1954.09.17	1517	下伽藍にある醍醐寺の鎮守社
F(1)	中門	*	1954.09.17	1517	清瀧宮本殿の正面に位置する門
F4	清瀧宮拝殿	**	1901.03.27	1434	上伽藍にある、清瀧宮礼拝のための殿舎
F5	薬師堂	**	1901.03.27	1121	上伽藍にある、薬師三尊像を安置した堂宇
F6	開山堂	*	1954.09.17	1608	上伽藍にある、開山の御影をまつた堂宇
F7	如意輪堂	*	1954.09.17	1606	上伽藍にある、如意輪観音像が安置された堂宇
F8	三宝院殿堂玄関	*	1897.12.28	1598	僧院の一つ三宝院殿堂への入口
F9	三宝院殿堂勅使の間、秋草の間及葵の間	*	1897.12.28	1598	玄関の奥に続く控の間
F10	三宝院殿堂表書院	**	1897.12.28	16世紀後半	殿堂の中心となる接客用の殿舎
F11	三宝院殿堂宸殿	*	1897.12.28	1598	常住の場
F12	三宝院殿堂庫裏	*	1897.12.28	1598	寺僧常住の殿舎
F13	三宝院殿堂純浄観	*	1897.12.28	1598	客殿
F14	三宝院殿堂護摩堂	*	1897.12.28	1598	住房内の仏像
F15	三宝院唐門	**	1898.12.28	16世紀後半	朝廷からの使者が使用する門
F16	三宝院宝篋印塔	*	1956.06.28	14世紀前半	石造の供養塔
Fa	醍醐寺三宝院庭園	##	1923.03.07	17世紀前半	三宝院諸堂宇の南面に位置する林泉庭園

** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

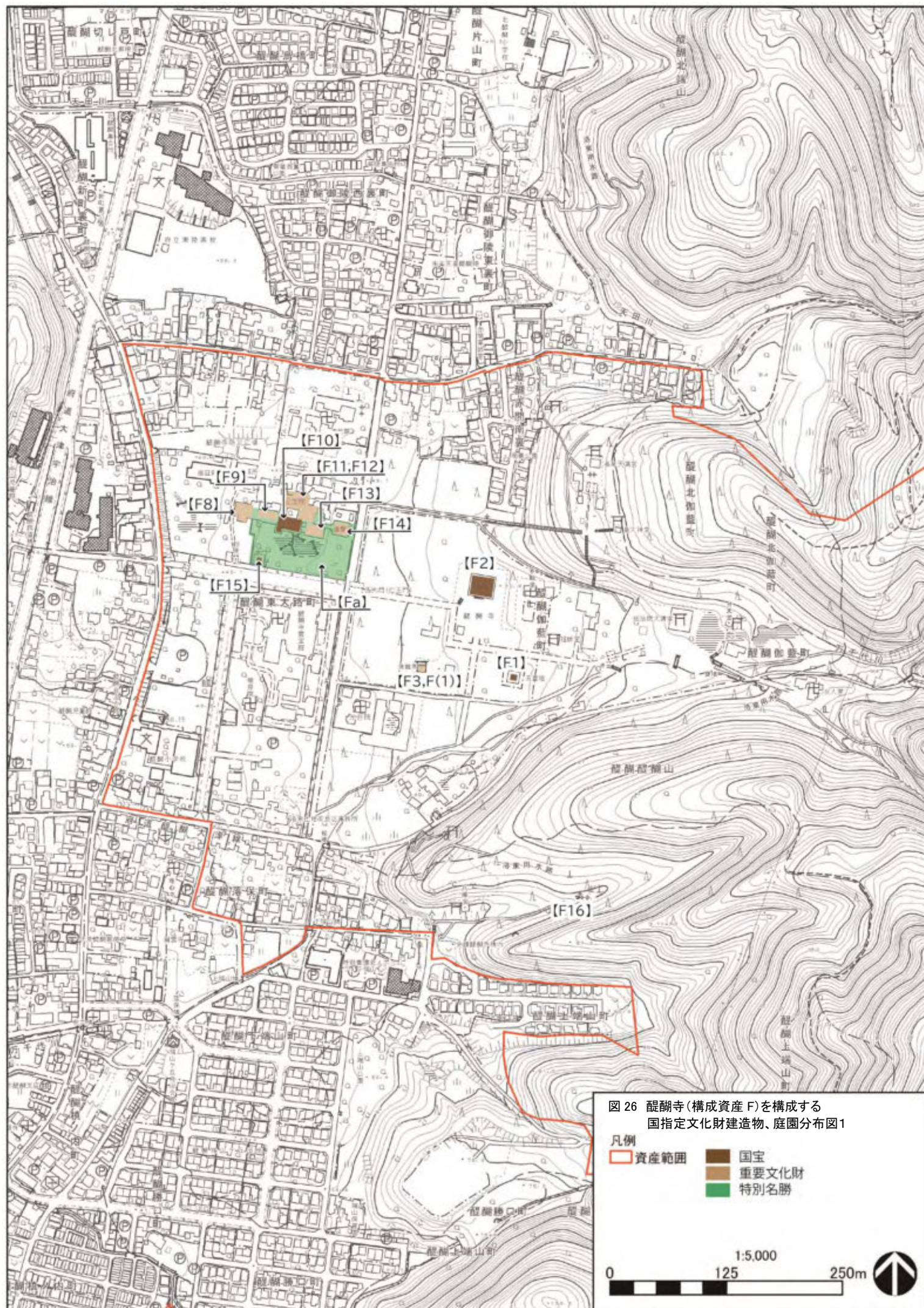


図 26 醍醐寺(構成資産 F)を構成する
国指定文化財建造物、庭園分布図1

凡例
 資産範囲 国宝
 重要文化財
 特別名勝

0 125 250m
 1:5,000



G. 仁和寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



仁和寺 金堂
左：世界遺産推薦当時 右：現在

仁和寺は 888 年に宇多天皇により完成した勅願寺である。宇多天皇が退位後出家して定住して以来、明治維新まで皇子、皇孫が門跡を務めたため“御室御所”と称された。

応仁の乱（1467～1477）で全伽藍を焼失し、現在の伽藍は 1641～1644 年に再興、完成したものである。

この再興時に、当時御所にあった紫宸殿を金堂に、常御殿を仁和寺御殿（1887 年焼失）に改めて移築し、清涼殿の部材を御影堂に用いて造営した他、二王門、中門、五重塔等が建設された。その後、1693 年と 1742 年に伽藍建物の修理が行われている。

近代には、金堂（1914）、二王門（1938）、御影堂（1951）の解体、半解体修理をはじめとする修理事業が行われている。

国宝の金堂【G1】は檜皮葺屋根を本瓦葺に変えているものの、京都御所紫宸殿を移築したものであり、正面 7 間、側面 5 間、四方に蔀戸をめぐらした三軒の大規模な建物は、桃山時代の宮殿建築を伝える貴重なものである。

この他、御影堂など計 14 棟が重要文化財建造物に指定されている。

G. 仁和寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である仁和寺御所跡は、1938年8月8日に史跡に指定されている※。

国土数値情報 N35°1'51" E135°42'43"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
G1	金堂	**	1900.04.07	1613	本尊を安置した中心仏堂
G2	五重塔	*	1900.04.07	1644	五層の塔
G3	観音堂	*	1973.06.02	1641-1644	千手観音菩薩をまつる堂宇
G4	中門	*	1973.06.02	1641-1644	金堂南側正面の門
G5	二王門	*	1931.01.19	1641-1644	境内入口に建つ正門
G6	鐘楼	*	1973.06.02	1644	鐘をつるす建物
G7	経蔵	*	1973.06.02	1641-1644	経を納めてある建物
G8	御影堂	*	1908.08.01	17世紀前半	弘法大師をまつる堂
G9	御影堂中門	*	1973.06.02	1641-1644	御影堂前面の門
G10	九所明神本殿中殿	*	1973.06.02	1641-1644	仁和寺の守護神をまつる社殿
G11	九所明神本殿左殿	*	1973.06.02	1641-1644	仁和寺の守護神をまつる社殿
G12	九所明神本殿右殿	*	1973.06.02	1641-1644	仁和寺の守護神をまつる社殿
G13	本坊表門	*	1973.06.02	17世紀前半	住職の住む院の正門
G14	遼廓亭	*	1937.07.29	17世紀後半	茶室
G15	飛濤亭	*	1937.07.29	19世紀前半	草庵風の茶席

** 国宝を示す

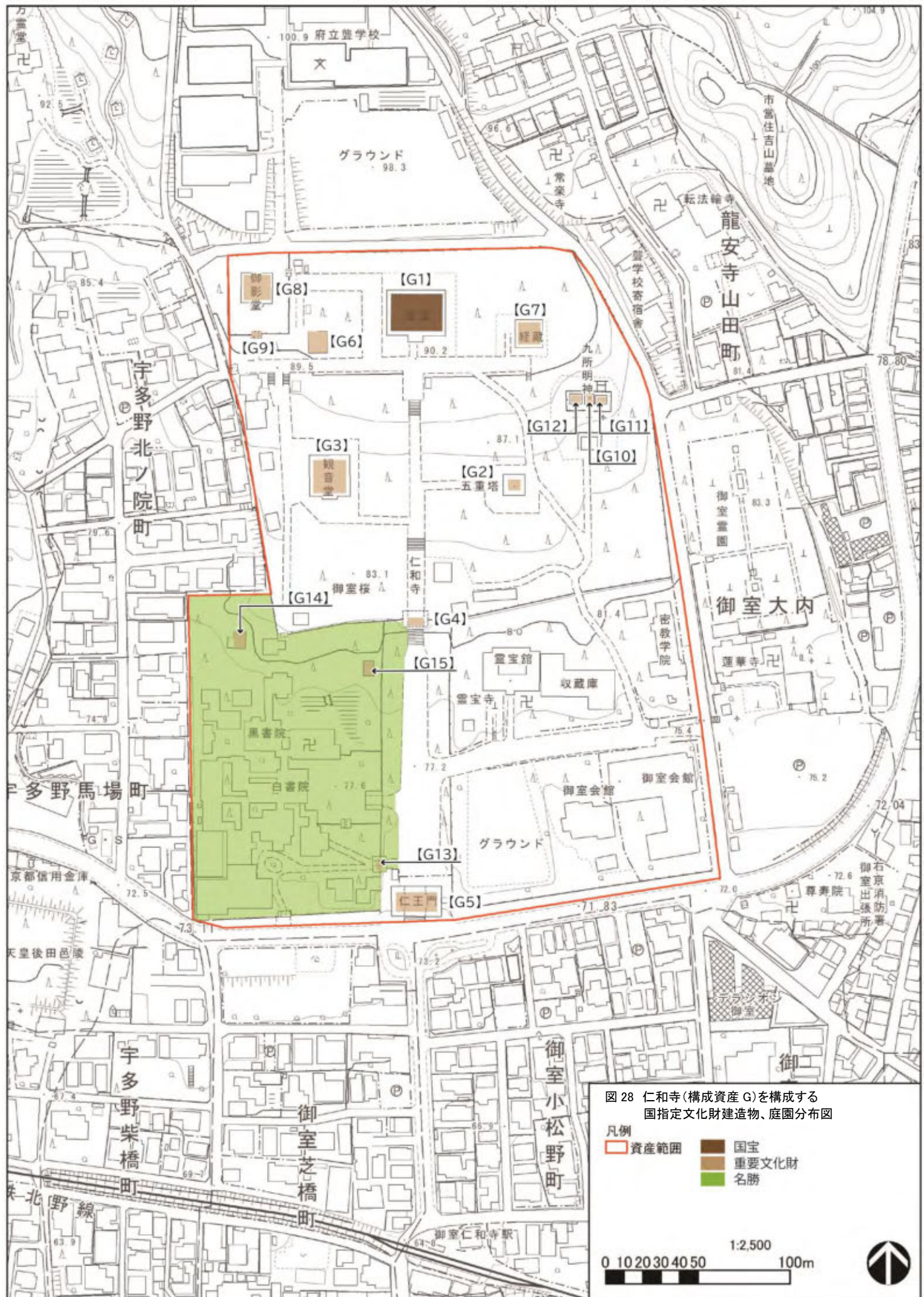
* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

※資産範囲の一部は、2021年3月26日付で「仁和寺御所庭園」として名勝指定された。



H. 平等院 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



平等院 鳳凰堂（中堂・南北翼廊）
左：世界遺産推薦当時 右：現在

平安建都に伴い京都郊外の景勝の地宇治には貴族の別業が造られるようになった。平等院も貴族の別業を起源とし、1052年に寺院に改めたものである。

1053年に、阿弥陀堂、すなわち現在の鳳凰堂が造られ、12世紀初めまでに、阿字池を中心とする浄土庭園と諸伽藍が造営されたが、1336年に戦火により鳳凰堂や観音堂等を除く伽藍の大部分が焼失した。

その後、15世紀後半に伽藍再興と鳳凰堂の修理が行われ、17世紀後半にも修理が行われた。

近代には、1902～1906年に鳳凰堂の半解体修理が行われ、さらに1950～1957年に実施された解体修理では創建当初の姿に復原されるとともに、創建時より14回におよぶ修理が施されていることが判明した。

鳳凰堂【H1～4】は棟飾りに鳳凰をおき、内壁の雲中供養菩薩や二重の天蓋、天井装飾、扉絵で飾った中堂を中心とし、左右に配された翼廊とともに軽快かつ優美な建築となっている。さらに、背面には尾廊を設けている。

鳳凰堂は周囲の庭園とともに、仏教の教典に説かれた西方極楽浄土を具現したものとされており、この浄土形式の庭園と阿弥陀堂は奥州平泉の毛越寺、無量光院等の発掘で明らかになったように各地への波及がみられる。

平等院では国宝の鳳凰堂の他、庭園が史跡及び名勝に、鎌倉時代に再建された観音堂が重要文化財建造物に指定されている。

H. 平等院を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である平等院庭園は、1922年3月8日に史跡及び名勝に指定されている。

国土数値情報 N34°53'21" E135°48'27"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
H1	鳳凰堂中堂	**	1897.12.28	1053	本尊阿弥陀如来像を安置する堂宇
H2	鳳凰堂翼廊(北)	**	1897.12.28	1053	中堂の北につながる廊
H3	鳳凰堂翼廊(南)	**	1897.12.28	1053	中堂の南につながる廊
H4	鳳凰堂尾廊	**	1897.12.28	1053	中堂の後方につながる廊
H5	観音堂	*	1902.04.17	13世紀中頃	十一面観音立像を本尊とする堂
Ha	平等院庭園	#	1922.03.08	11世紀中頃	鳳凰堂とその前面の池を中心とした浄土式の庭園

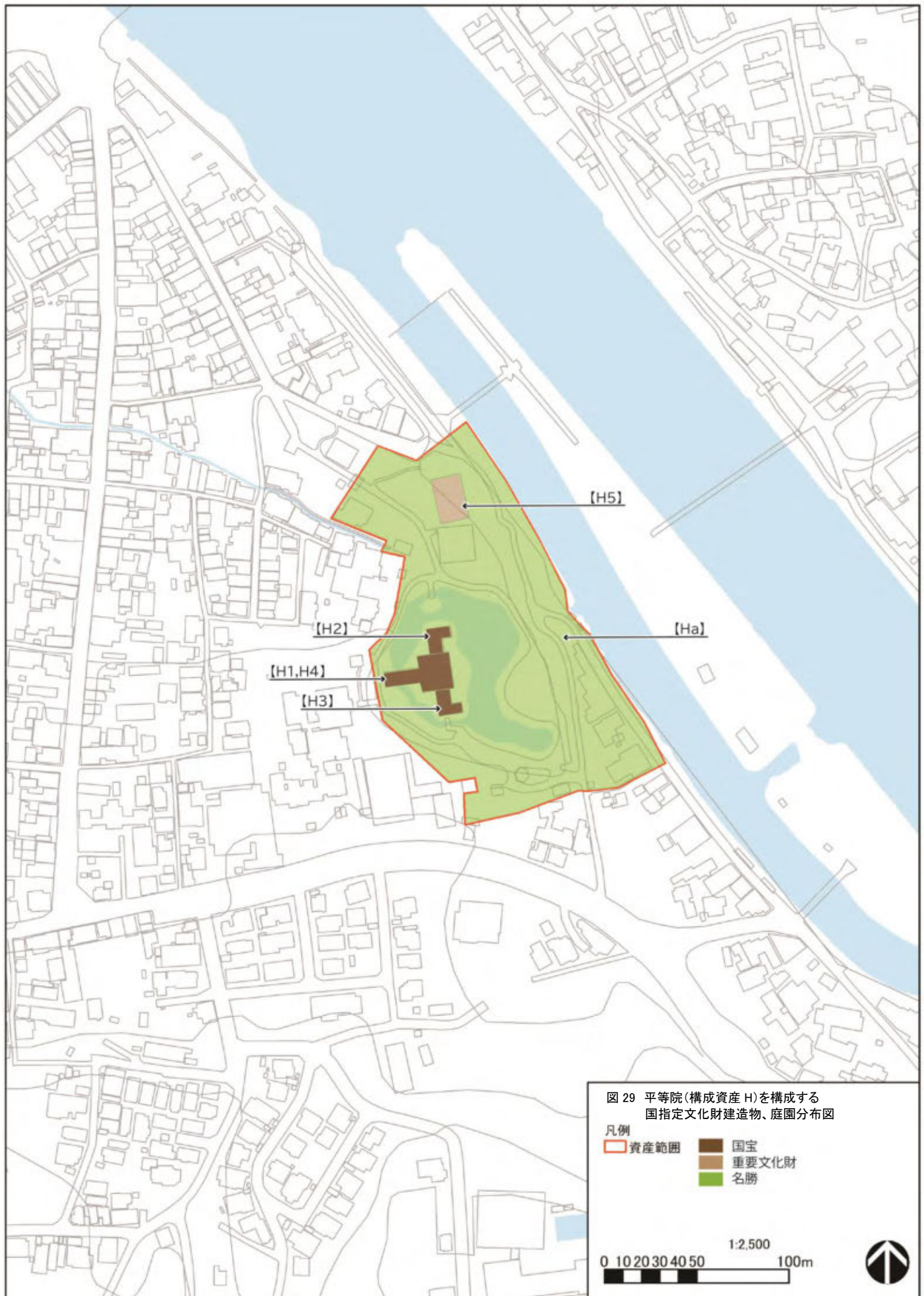
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



I. 宇治上神社 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



宇治上神社 本殿
左：世界遺産推薦当時 右：現在

宇治上神社は古くからあった社であるが、平等院鳳凰堂完成後、その鎮守としてあがめられ、平等院の支援を受けて社殿が整えられた。

社殿は国宝の本殿、拝殿及び重要文化財の摂社春日社本殿である。

12 世紀以降現在に至るまで、住民の崇敬を集め、社殿の維持がなされてきた。

近代には、拝殿（1908）、本殿（1910）の解体修理が実施され、その後、本殿、拝殿とも 2 回の屋根葺替が行われている。

本殿【I1】は一間社流造の内殿三棟を並立させ、それを流造の覆屋で覆った特殊な形式であり、建立年代は記録にはないが 11 世紀後半に造営された現存する神社本殿最古の建築である。

住宅風建築の拝殿【I2】は 13 世紀初頭のもので現存する最古の拝殿である。神のための本殿に対し人の使う拝殿は創建当初の住宅建築の様式、すなわち寝殿造の様式が採用されることが多い。

宇治川の東岸に位置する宇治上神社は、対岸の平等院に正面を向けており、本殿の後方は広大な森林が広がっている。こうした環境は推薦資産緩衝地帯の一部となっている。

I. 宇治上神社を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である宇治上神社境内は、1993 年 9 月 1 日に国宝本殿と一体の土地指定となっている※。

国土数値情報 N34°53'31" E135°48'41"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
I1	本殿	**	1902.04.17	11 世紀後半	神霊をまつる内殿三社を覆った社殿
I2	拝殿	**	1902.07.31	13 世紀前半	礼拝のための社殿
I3	摂社春日神社本殿	*	1912.02.08	13 世紀後半 - 14 世紀前半	本社に付属した神社のひとつ

** 国宝を示す

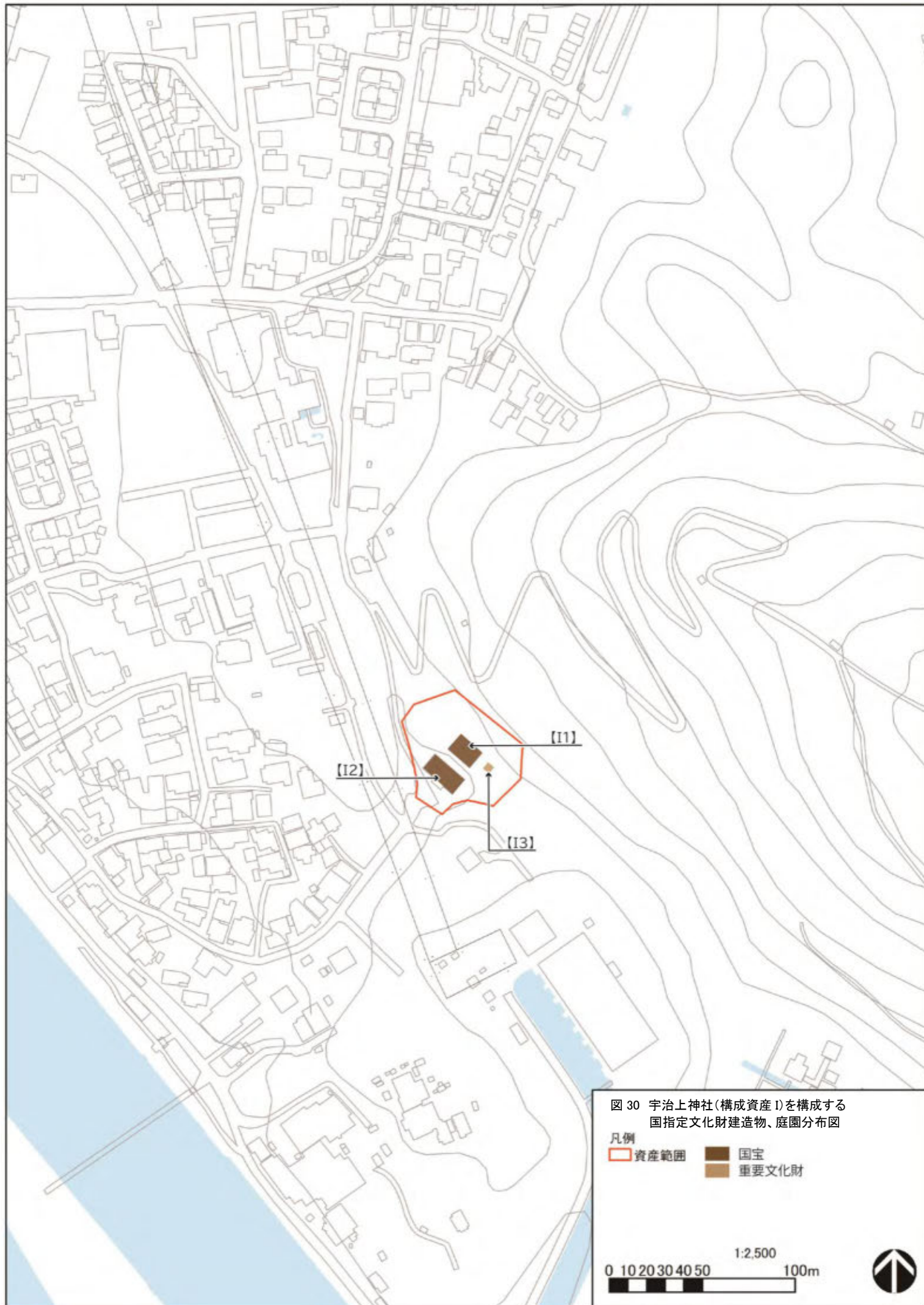
* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

※2018 年 10 月 15 日付で、資産範囲全域は「名勝宇治山」の一部として指定



J. 高山寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



高山寺 石水院（内部）
左：世界遺産推薦当時 右：現在

774 年に開創された寺を、1206 年に明恵上人が中興し、高山寺と改称したものである。中興当初は金堂、阿弥陀堂、十三重塔、東西経蔵等が建ち並んでいたが、その後中世の戦乱期に荒廃し、江戸時代に入った 1634 年に再興された。

明恵上人時代の唯一の遺構である国宝石水院【J1】は、13 世紀前半に建てられた住宅風建築であり、庇を縫破風で処理する手法などは鎌倉時代建築の面影を伝えている。記録によれば、1519 年、1637 年に屋根葺替が行われ、近代には、1889 年に現在の位置に移築、1930 年に解体修理、1952 年及び 1969 年に屋根葺替が行われている。

自然と調和した建築である石水院は、訪れる者に安堵感を与え、日本人にとっての日本文化のひとつの理想像を示すものでもある。

石水院の他、宝篋印塔、如法経塔が重要文化財建造物に指定されている。

J. 高山寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である高山寺境内は、1966年2月23日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N35°3'36" E135°40'42"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
J1	石水院	**	1898.12.28	13世紀前半	中心建物である住房
J2	宝篋印塔	*	1955.02.02	13世紀	石造の供養塔
J3	如法経塔	*	1955.02.02	13世紀	石造の一重塔

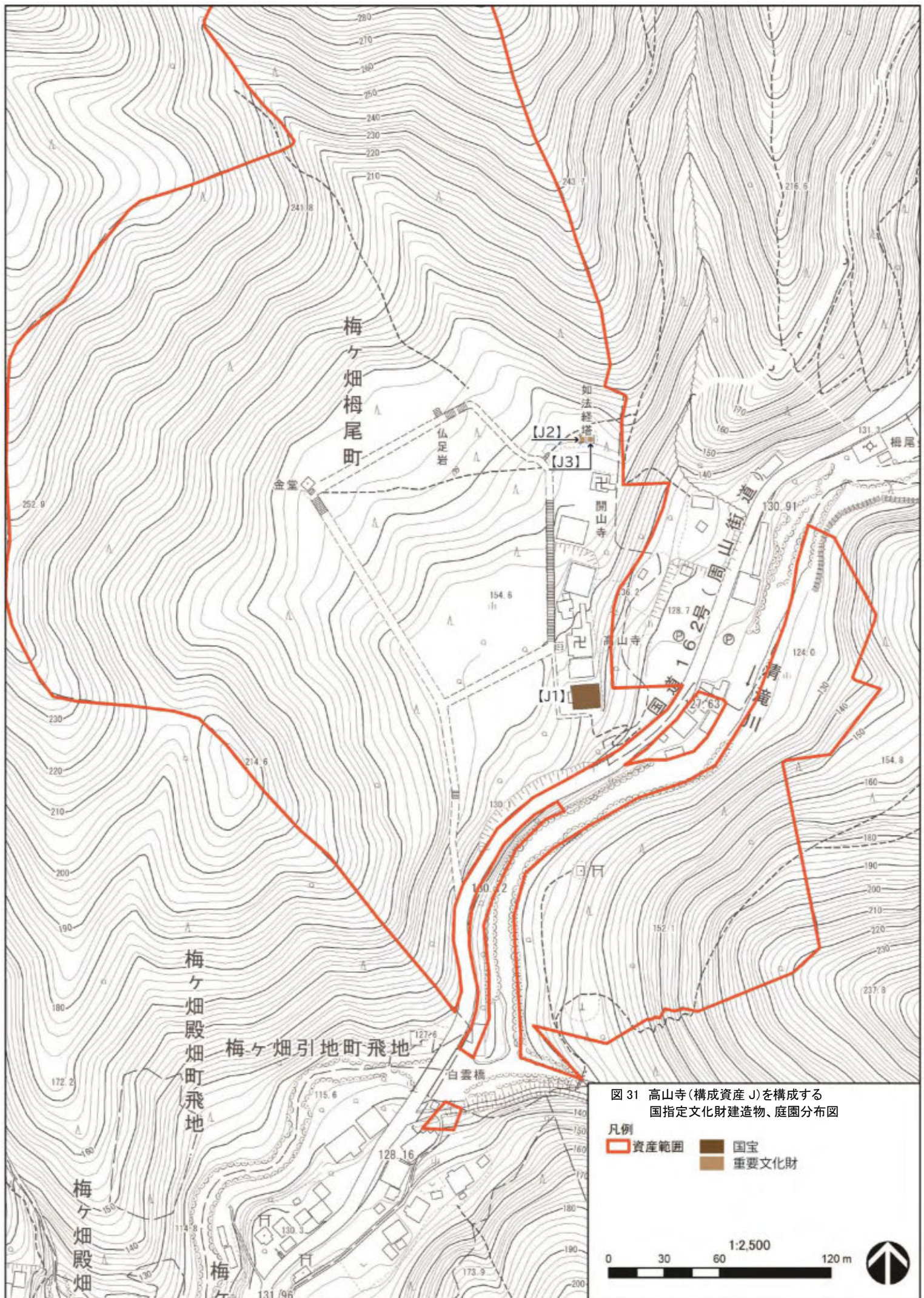
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



K. 西芳寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



西芳寺 庭園

左：世界遺産推薦当時 右：現在

西芳寺は 731 年に開かれた法相宗の寺を、1339 年夢窓疎石が禅宗寺院として復興したものである。

復興当初は、平地部に二層の楼閣瑠璃殿をはじめ、いくつかの庭園建築を持つ池庭、山腹に洪隠山とよばれる枯山水石組と座禅堂指東庵、山頂の展望地点に縮遠亭が建てられていた。自然地形を利用し、石庭や建物に彩られた白砂青松の庭園は華やかな風景を呈していたと伝えられている。

1469 年の兵火で建物は失われたが、庭園は夢窓疎石が整備した地割と石組が全て苔に覆われながら保持されており、荒廃した後の姿も名園と評価されている。

建築と庭園との一体化、確実な手法の石組、眺望という視点等を取り入れた前代までと異なる形式の庭園であり、鹿苑寺庭園、慈照寺庭園をはじめ後世の庭園に大きな影響を与えた日本庭園史上重要な位置を占めるものである。

西芳寺はこの西芳寺庭園【Ka】が特別名勝に指定されているのに加え、16 世紀末に茶亭として建てられた湘南亭（本家【K1】、待合及び廊下【K2】）が重要文化財建造物に指定されている。

K. 西芳寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である西芳寺庭園は、1923 年 3 月 7 日に史跡及び名勝（後に特別名勝に変更）に指定されている。

国土数値情報 N34°59'31" E135°40'59"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
K1	湘南亭本家	*	1907.08.28	16 世紀後半・17 世紀前半	茶室
K2	湘南亭待合及廊下	*	1907.08.28	16 世紀後半・17 世紀前半	四畳の待合及び本家へつなぐ廊
Ka	西芳寺庭園	##	1923.03.07	14 世紀前半	上段は枯山水式、下段は池庭式とする二段構えの庭園 現在は苔に覆われている

** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

（ ）付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



L. 天龍寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



天龍寺 庭園
左：世界遺産推薦当時 右：現在

嵐山を背景として 1255 年に造営された離宮を、1339 年に禅寺に改めたものである。

三門、仏殿、法堂、方丈を一直線上に並べ、方丈の裏に庭園を造った典型的な禅宗寺院の地割であり、方丈庭園は自然の地形を大きな築山に見立てて作られている。

その後、8 度の兵火により主要伽藍は失われたが、夢窓疎石が作庭に携わった天龍寺庭園【La】が残り、特別名勝に指定されている。

滝組竜門瀑、石橋、岩島といった石組を立てたダイナミックでしかも繊細な趣の池庭であり、方丈からの眺めを重視した構成や石組の手法は室町時代以降発展する枯山水庭園に影響を与えている。

園池は北汀から東汀にかけては、作庭後何回か手が加えられており、1983 年には護岸石組の修復工事が実施されている。

L. 天龍寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である天龍寺庭園は、1923年3月7日に史跡及び名勝（後に特別名勝に変更）に指定されている。

国土数値情報 N35°0'57" E135°40'25"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
La	天龍寺庭園	##	1923.03.07	14世紀中頃	嵐山を借景した池庭

** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

（ ）付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

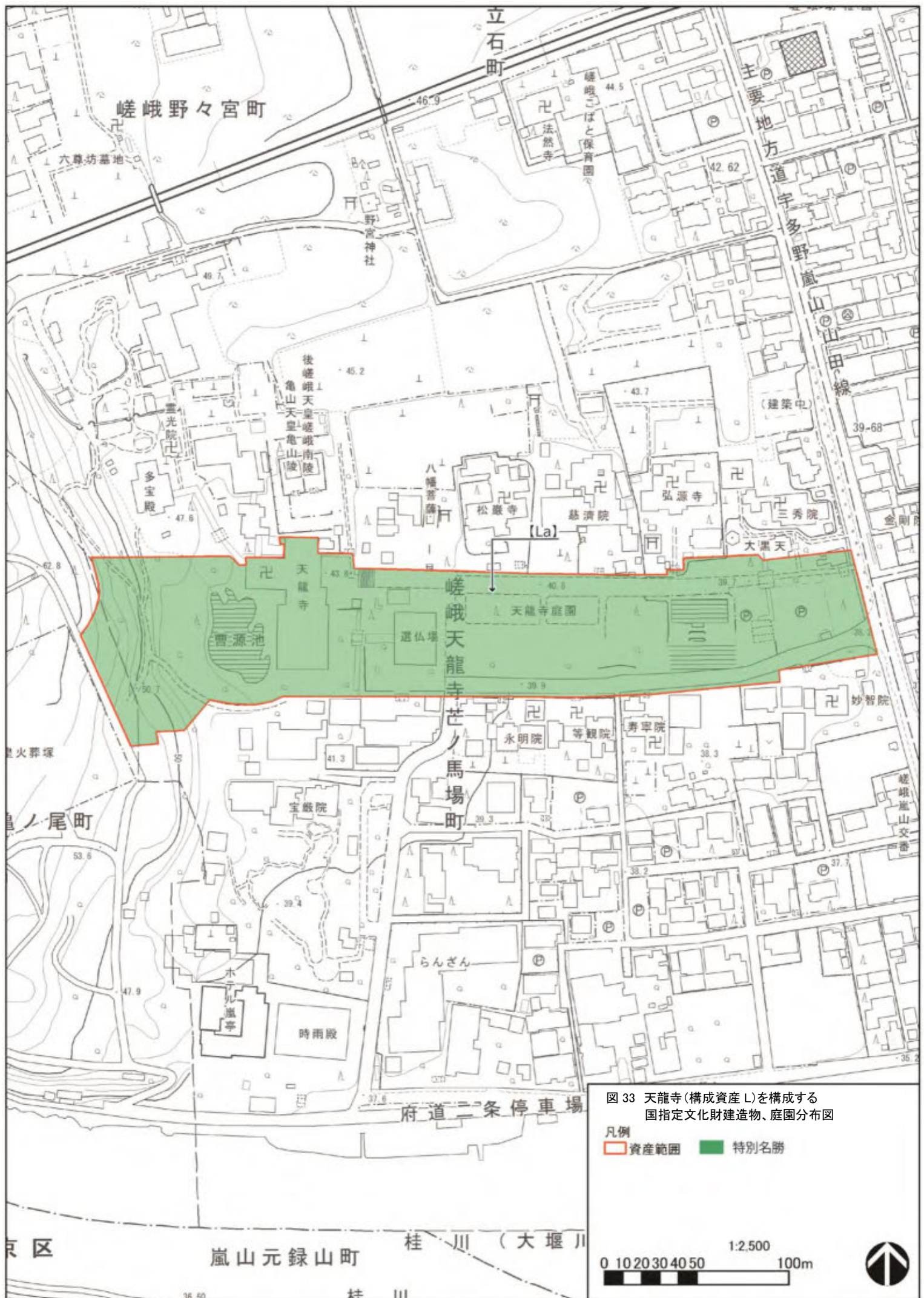


図 33 天龍寺(構成資産 L)を構成する
国指定文化財建造物、庭園分布図

凡例
 資産範囲 特別名勝

0 10 20 30 40 50 1:2,500 100m



M. 鹿苑寺（通称：金閣寺） 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



鹿苑寺 庭園
左：世界遺産推薦当時 右：現在

鹿苑寺は、鎌倉時代に造られた貴族の別荘を、将軍を退いた足利義満が 1397 年に譲りうけ、粹を尽くした別邸北山殿に造り替えたものであり、義満の死後、夢窓疎石を開山とする禅寺鹿苑寺となっている。

庭園【Ma】は、衣笠山を借景に、鏡湖池に様々の名石を据え、池に向かって三層の豪華な舍利殿：金閣を建て、山上に展望所を建てるなど西芳寺にならった構成をとっている。特に金閣は、第 1 層を寝殿造風、第 2 層を書院造、第 3 層を禅宗仏堂風に造られ、宝形造の屋根は柿葺で、第 2 層、第 3 層は全面に金箔を押すという、公家文化、武家文化、仏教文化が調和した華麗な建築であり、義満の権威と王朝への憧れを示している。

1422 年頃には禅寺鹿苑寺となったが、その後衰微し、応仁の乱（1467～1477）で大きな打撃を被った。江戸時代には寺院組織によって金閣及び庭園の修理がなされている。

1950 年には火災により、義満の時代から唯一残っていた金閣が焼失（当時国宝、焼失により指定解除）したが、庭園を構成する重要な庭園建築として 1955 年に再建された。再建にあたっては、1904 年の修理事業において作成された詳細な図面を用いることにより正確な復原が可能となった。さらに、1987 年には修理工事が施されている。

なお、1988～1990 年には消防施設を中心とした防災工事がなされ、放水銃等が完備された。

M. 鹿苑寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である鹿苑寺庭園は、1925 年 10 月 8 日に史跡（後に特別史跡に変更）及び名勝（後に特別名勝に変更）に指定されている。

国土数値情報 N35°2'21" E135°43'45"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
Ma	鹿苑寺庭園	##	1925.10.08	14 世紀	金閣と鏡湖池を中心とし、衣笠山を借景とした池庭

** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

（ ）付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

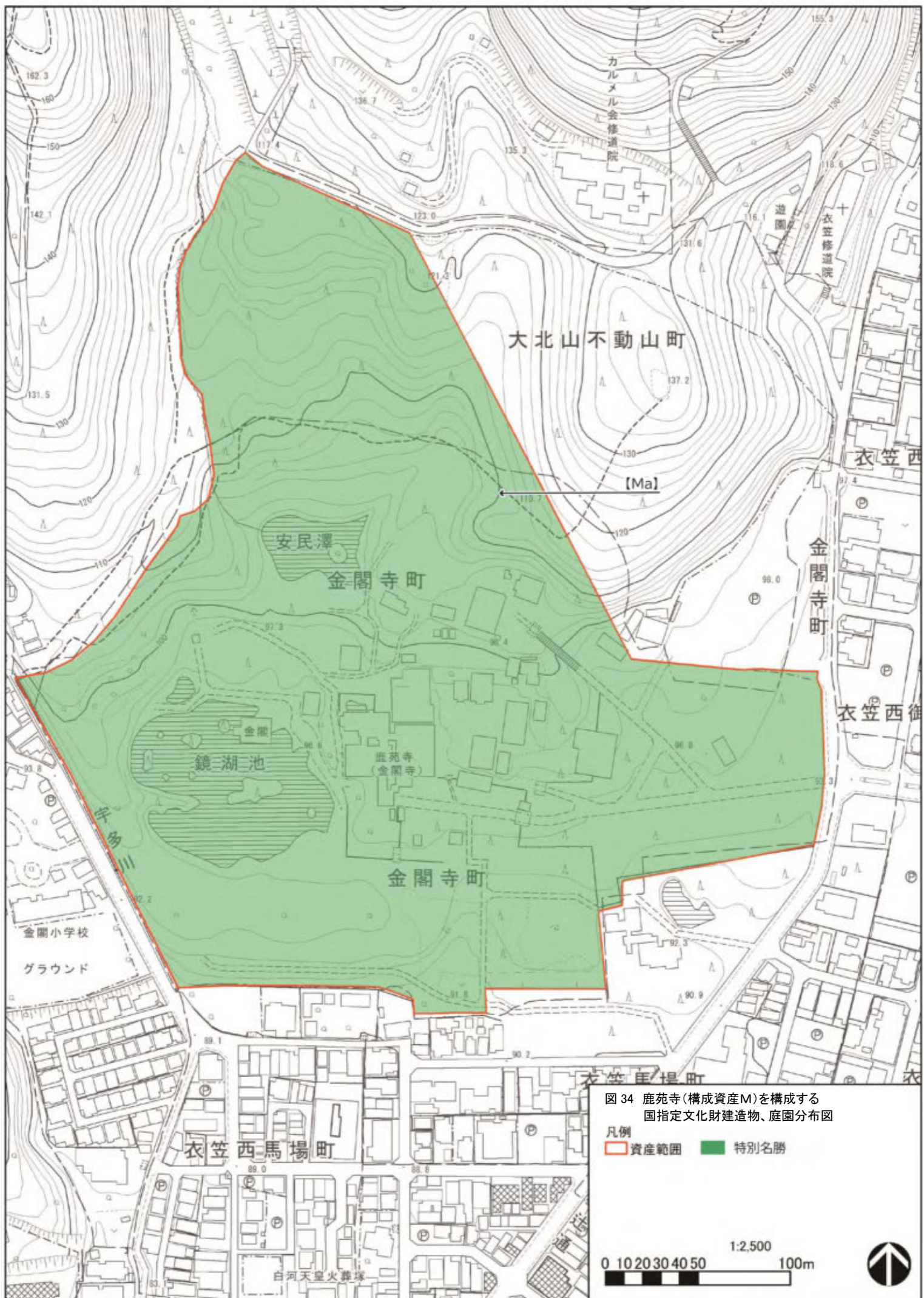


図 34 鹿苑寺(構成資産M)を構成する
国指定文化財建造物、庭園分布図

N. 慈照寺（通称：銀閣寺） 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



慈照寺 観音殿及び庭園
左：世界遺産推薦当時 右：現在

足利義政が 1482 年東山山麓に造営した別邸東山殿を、義政の死後、禅寺慈照寺としたものである。

東山殿も西芳寺をモデルに、池を囲むように観音殿（銀閣）、持仏堂（東求堂）等の建物が建てられ、文化人のサロンとして賑わっていた。

16 世紀中期に兵火のために一時荒廃したが、17 世紀中期に方丈、庫裏等を再建し、庭園、諸堂の修理がなされた。18 世紀中期には東求堂、後期には銀閣、方丈等の修理が、また 19 世紀前期にも東求堂の修理が行われた。19 世紀後半に壇信徒の援助を得て東求堂、方丈、銀閣の修理、庭園の整備が行われた。

近代には、1914 年に銀閣の半解体修理が行われ、さらに、1965 年に行われた東求堂の解体修理に伴う調査によって創建当初の姿が判明し復原されている。

庭園については、1931 年、山腹に石組、敷石等が発掘され、1987 年にお茶の井庭園として復原整備されている。

庭園が東山文化を代表する名園として特別名勝に指定され、銀閣及び東求堂が国宝に指定されている。

銀閣【N1】は 1489 年に建てられた二層の楼閣であり、下層は書院風、上層は仏堂風につくられ、屋根は宝形造、柿葺で頂部に鳳凰の飾りがある。

東求堂【N2】は 1485 年に建てられた約 7 m 四方の入母屋造、檜皮葺の守護仏をまつる持仏堂と書斎を兼ねた建物である。背面東側の 4 畳半の部屋「同仁齋」に設けられている付書院と違棚は現存する最古のものであり、書院造の源流と位置づけられている。

現在の慈照寺庭園【Na】は、15 世紀から 16 世紀の戦国時代に荒廃していた

ものを 1615 年に改修したものと考えられている。池を中心に多くの名石、樹木が配された池泉廻遊式の庭園であり、石組の細部などにきめ細かい意匠が凝らされている。また、庭の中央、本堂南面に位置する砂盛：銀沙灘と向月台は江戸時代に付加されたものであり、徐々にその高さを増し、明治 20 年代に現況に定まったものである。

N 慈照寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である慈照寺旧境内は、1931 年 2 月 20 日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N35°1'36" E135°47'53"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
N1	銀閣	**	1900.04.07	1489	別荘の中心となる楼造りの建物
N2	東求堂	**	1903.04.15	1485	将軍の書斎と持仏堂
Na	慈照寺庭園	##	1925.10.08		錦鏡池と銀閣を中心とした池庭

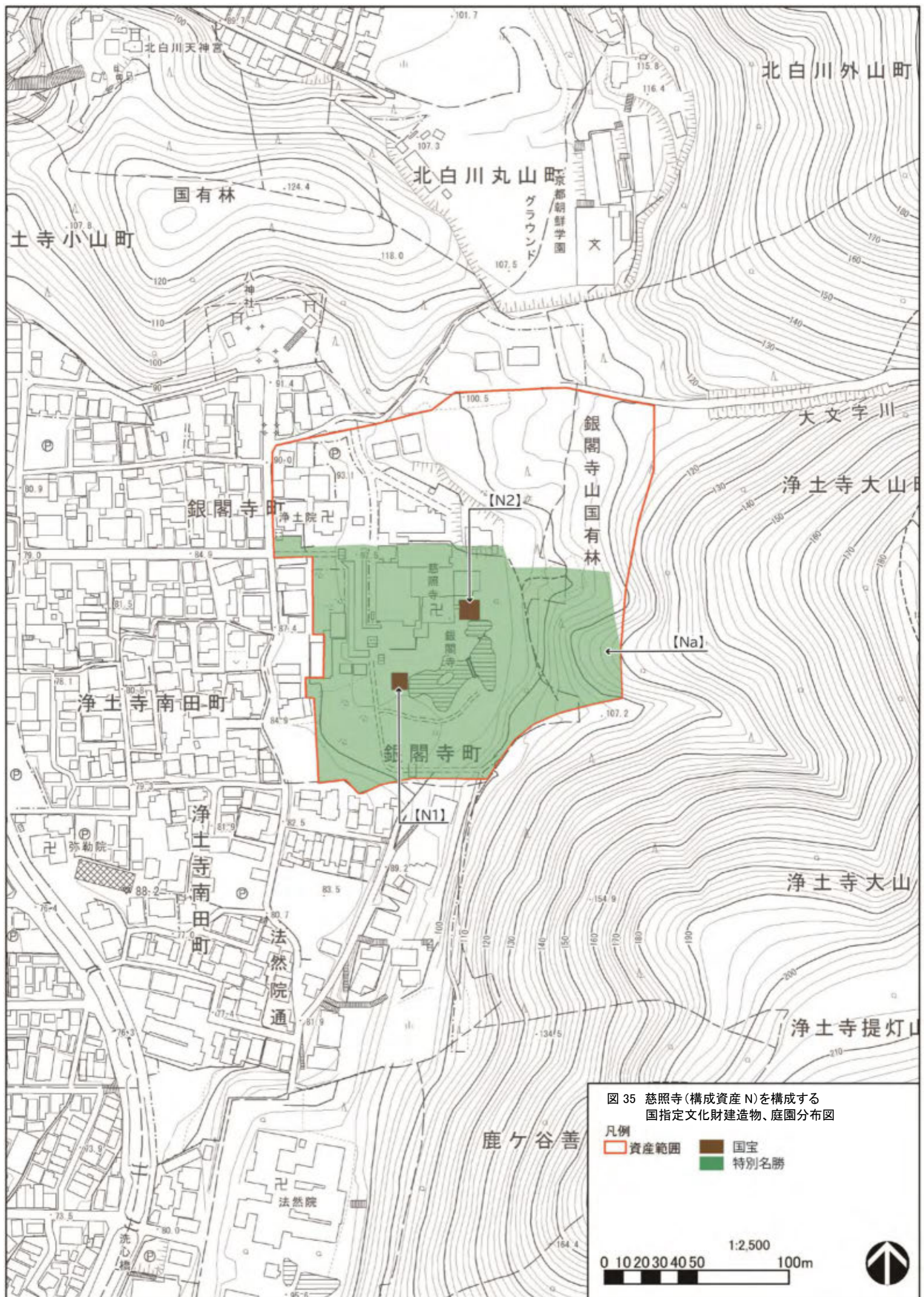
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



0. 龍安寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



龍安寺 方丈庭園
左：世界遺産推薦当時 右：現在

龍安寺は貴族の別荘の地を禅寺としたものであり、1499 年に方丈が復興され、諸堂が整備された。

しかし、1797 年に焼失し、現在の方丈（本堂）は 1606 年建立の西源院方丈を 1799 年に移築したものである。

特別名勝に指定されている方丈庭園【0a】は、方丈の南側にあり、東、南、西面を築地塀で囲まれた約 250 平方メートルの矩形の白砂敷の中に 5 群 15 個の石組から成る石庭であり、15 世紀中期には造られていたものと考えられている。自然を狭い空間に圧縮し抽象化して表現をする枯山水庭園の極限的な姿であり、世界的に著名である。

1976 年の豪雨により築地塀の一部が崩壊したが、翌 1977 年、発掘調査及び修理を行い、この際に最も古い史料に築地塀の屋根は柿葺であったため、瓦葺から柿葺に変更した。

龍安寺では特別名勝の方丈庭園の他、貴族の別業時代の名残である鏡容池を中心とした龍安寺庭園【0b】が名勝に、本堂【01】が重要文化財に指定されている。

0. 龍安寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である龍安寺庭園は、1955年2月3日に名勝に指定されている。

国土数値情報 N35°2'04" E135°43'05"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
O1	本堂	*	1967.06.15	1606	大規模な方丈建築で中心建物
O(1)	玄関	*	1967.06.15	1606	本堂へ続く玄関
Oa	龍安寺方丈庭園	##	1924.12.09	15世紀	白砂敷の石組から成る枯山水庭園
Ob	龍安寺庭園	#	1955.02.03	12世紀	鏡容池を中心とした庭

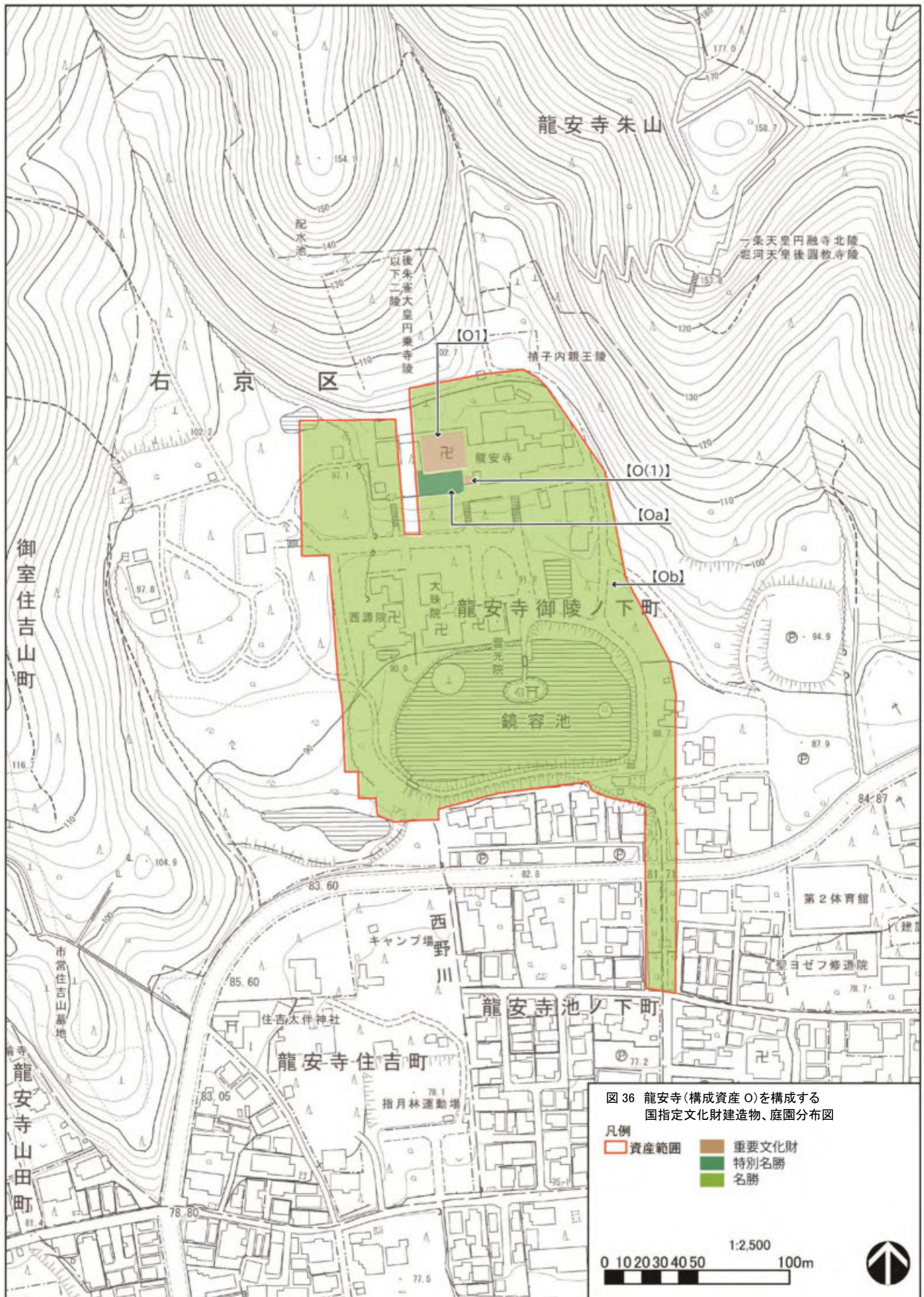
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



P. 本願寺 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



本願寺 阿弥陀堂（本堂）
左：世界遺産推薦当時 右：現在

本願寺は浄土真宗本願寺派の本山で大坂にあったものが焼失し、1591 年に寺院組織が京都に移されたものである。

伽藍整備は移転後直ちに行われ、1596 年の震災、1617 年の火災からの復興もすぐに開始され、1633 年頃にはほぼ現在の伽藍が整っていた。以後、1657 年に黒書院建立、17 世紀末に能舞台建立、1760 年に本堂再建と諸建物が随時建立されるとともに、1811 年、1848 年、1861 年、1911 年に主要堂宇の修復が行われている。

近代には、飛雲閣（1909）、北能舞台（1927）、黒書院及び伝廊（1953）、書院（1959）、本堂（阿弥陀堂）（1984）の解体、半解体修理をはじめとする修理事業が行われている。

現在、本願寺には桃山文化を代表する建造物や庭園が残り、書院、黒書院及び伝廊、唐門、北能舞台、飛雲閣が国宝に、大書院庭園が特別名勝に指定されているほか、日本における最大級規模の木造建築である阿弥陀堂（本堂）【P9】、御影堂（大師堂）【P10】等 6 棟の建造物が重要文化財²に、滴翠園が名勝に指定されている。

書院【P3】は 1618 年に建てられた、豪壮な書院造の形態を踏襲した建物であり、公的な接客の場である対面所と私的な場である白書院とから構成されている。なお、対面所の一部は畳を取り除くと能舞台となる構造となっている。

書院の東側にある大書院庭園【Pa】は虎溪の庭と呼ばれる枯山水である。滝、溪流、海を表した単純明快な構成であるが、色石やソテツを用いるなど豪壮で

²阿弥陀堂（本堂）、御影堂（大師堂）は 2014 年 9 月 18 日付で、国宝に指定されている。

華麗な桃山時代の豪華さが表れている。

黒書院及び伝廊【P12】は 1657 年完成と伝えられる門主の住房と考えられている。黒書院は茶の湯のための部屋を含む数寄屋風書院の代表的な遺構である。中心となる一の間、二の間には、畳床、付書院、透彫のある違棚、欄間をはじめとする書院造の要素がしつらえてある。伝廊は黒書院と対面所をつなぐ複廊である。

唐門【P2】は 17 世紀前半に建てられたと伝えられている。入母屋造檜皮葺平入りの屋根を持つ四脚門を基本に、前後の軒を大きな唐破風とし、多くの彫刻や飾金具によって豪華に飾られている。

白書院の前に建つ北能舞台【P6】は 1581 年に造られた現存最古の能舞台である。規模、形式は型通りであるが、一般の能舞台が切妻造であるのと異なり、入母屋造の破風を正面に向けている。

飛雲閣【P1】は滴翠園の池に面して建つ三層の楼閣で、建物の外観は三層は起りのある宝形、二層は起りのある寄棟の三方に軒唐破風付、初層は反りのある入母屋を基本に北面西側に入母屋、東側の舟入りには唐破風造と変化に富んだ屋根や、さまざまな形態を配した窓など奇趣に富み、軽快で卓抜した構成を持つ桃山時代の気風を伝える貴重なものである。

P. 本願寺を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である本願寺境内は、1994年3月23日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N34°59'31" E135°45'05"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
P1	飛雲閣	**	1897.12.28	17世紀	門主休息の楼閣
P2	唐門	**	1898.12.28	17世紀前半	対面所への最も格式の高い入口
P3	書院	**	1898.12.28	1618	公式な対面所
P4	玄関、浪之間、虎之間、太鼓之間	*	1904.02.18	17世紀前半	書院への入口及び御成りの場となる殿舎
P5	浴室	*	1908.08.01	17世紀前半	数寄屋風の浴室
P(1)	廻廊	*	1908.08.01	17世紀前半	浴室と飛雲閣をつなぐ廊下
P6	北能舞台	**	1908.08.01	1581	能、狂言の舞台
P7	鐘楼	*	1910.08.29	1618	梵鐘をつるす建物
P8	能舞台	*	1910.08.29	17世紀後半	能、狂言の舞台
P(2)	橋掛	*	1910.08.29	17世紀後半	楽屋から舞台への通路
P9	本堂※ (阿弥陀堂)	**	1913.04.14	1760	本尊阿弥陀如来を安置する中心仏堂
P10	大師堂※ (御影堂)	**	1913.04.14	1636	開山の像を安置する堂宇
P11	黒書院	**	1913.04.14	1657	門主の候居、私的な対面所
P12	伝廊	**	1913.04.14	1657	黒書院と書院をつなぐ廊
Pa	本願寺大書院 庭園	##	1934.12.28	17世紀前半	大書院の東側にある枯山水式庭園
Pb	滴翠園	#	1958.06.12	17世紀前半	飛雲閣と黄鶴台とを主景とする池庭と隣接する茶庭からなる庭園

** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

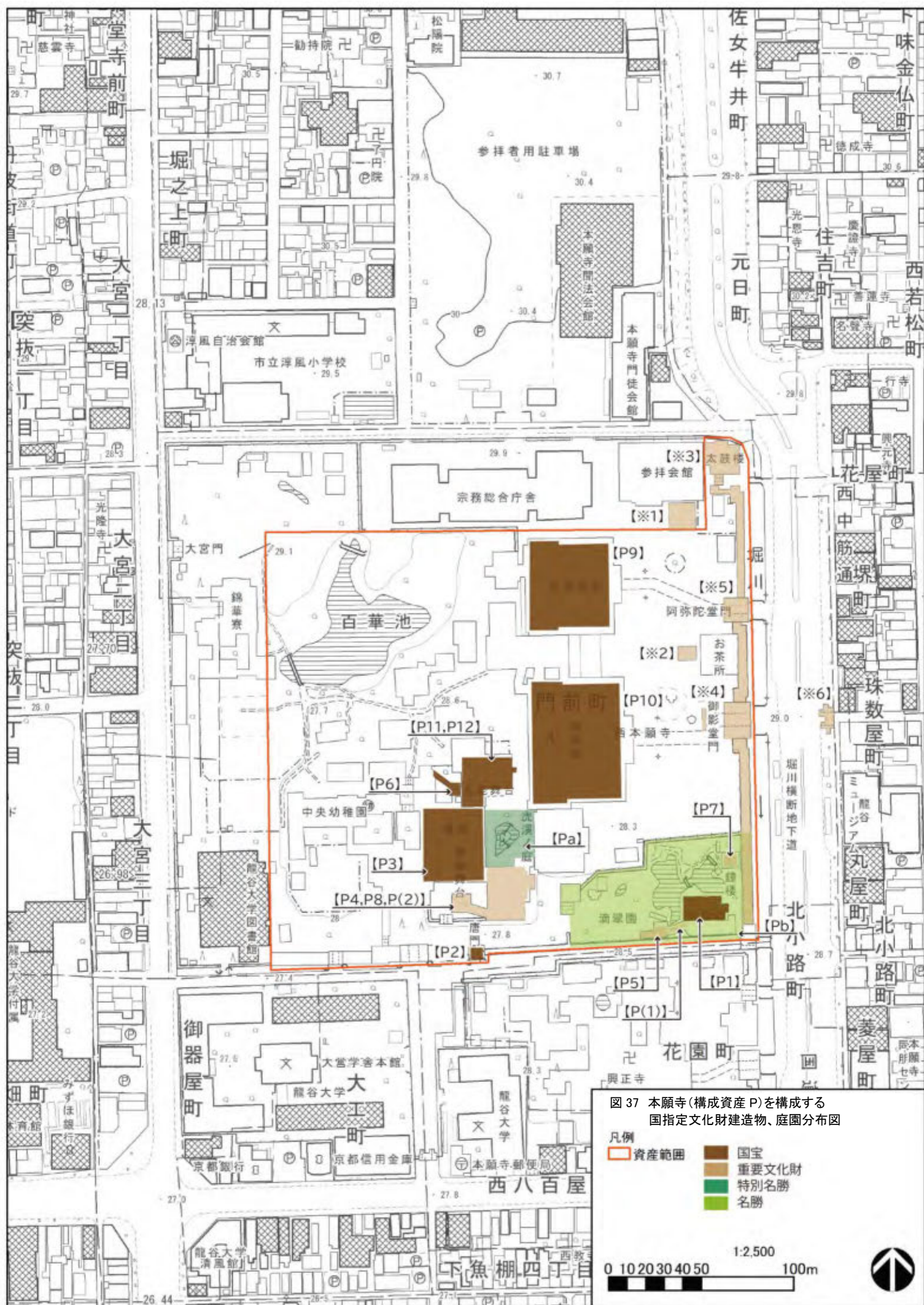
特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。

※ 世界遺産登録時に重要文化財であった阿弥陀堂（本堂）、御影堂（大師堂）は、2014年9月18日付で国宝に指定されている。また、同日付で右表の6棟が新たに重要文化財に指定されている。ただし、経蔵、総門は資産範囲外側に位置している。

No.	建造物/庭園名称	建立年代
※1	経蔵	1677
※2	手水所	1758
※3	鼓楼	1789
※4	御影堂門	1645
※5	阿弥陀堂門	1802
※6	総門	19世紀



Q. 二条城 推薦書（1993 年 12 月提出）再掲



二条城 二の丸御殿唐門及び築地
左：世界遺産推薦当時 右：現在

二条城は、1603 年に徳川幕府が京都御所の守護と将軍上洛の時の宿泊所として造営し、1626 年に天守、本丸御殿及び二の丸御殿に係る大規模な拡張、修復工事が行われ、現在の規模となった。現在の二の丸御殿はこの修復工事に由来する。

その後、維持の困難さから諸建築を漸次撤去、移築し、また、1750 年に天守が、1788 年には本丸御殿等が焼失した。

1867 年には政府の所管となり、1871 年には京都府所管とされた。次いで 1884 年に宮内省所管の離宮となり、1887 年に二の丸御殿の屋根葺替等の大修理が行われ、1894 年には 1847 年建設の旧桂宮御殿が本丸内に移築された。

その後、1939 年に京都市に下賜され、1949 から 1961 年にかけて二の丸御殿の遠侍及び車寄、式台、大広間、蘇鉄の間、黒書院、白書院、本丸御殿の屋根修理、二の丸御殿台所、御清所の半解体修理、及び、その他の門、櫓、土蔵等については破損状況に応じて修理が行われた。さらに、1973 から 1990 年には本丸御殿と櫓門の半解体修理、及び二の丸御殿唐門等の屋根修理が行われた。一方、1972 年以降現在まで二の丸御殿障壁画の模写が行われており、元の剥がれやすい障壁画と交換されている。原画は場内の収蔵施設において適切に保存されている。

二条城は桃山文化の精神を代表する文化資産であり、1788 年の大火の難を逃れた二の丸御殿の 6 棟が国宝に、二の丸庭園が特別名勝に指定されているほか、旧桂宮御殿を移した本丸御殿や東大手門など計 22 棟の建造物が重要文化財に指定されている。

武家風書院造を代表する二の丸御殿の主要部は遠侍及び車寄、式台、大広間、蘇鉄の間、黒書院、白書院の各殿舎がつながった複合体であり、二の丸庭園の

池に沿って雁行形に配されている。これらは一殿舎一機能の関係をつくりながら表から奥へと序列化され、内部においても、床の高さや天井の形態、座敷飾等によって各室が差異をつけながら配置されている。各室は部屋の目的に応じて障壁画が描かれ、欄間彫刻、飾金具、花熨斗形の釘隠し等が豪華に金飾されるなどの意匠が凝らされている。

遠侍及び車寄【Q8】は、欄間彫刻などで装飾された入母屋造檜皮葺の車寄と、大きな妻飾りを正面に見せる遠侍で構成され、遠侍は城へ参上した大名の控室である虎の間と、朝廷からの使者を迎える勅使の間等から成っている。

式台【Q9】は将軍に対する用件や献上品の取りつきをする場であり、式台の間と老中の間とから成る。

大広間【Q10】は公式の対面場で、最も格の高い上段の間から序列的に二の間、三の間、警護の武士の控えた檜の間とから成る。上段の間は床を一段上げ、二重折上格天井とし、床の間、違棚、付書院、帳台構を配した書院造の典型的座敷飾をみせている。

黒書院【Q12】は大広間から金箔貼壁の渡廊である蘇鉄の間【Q11】でつながれている。親藩大名等との内向きの対面所であり、大広間と同様の書院造であるが規模が小さくなっている。

最も奥の白書院【Q13】は将軍の居間と寝室である。規模がさらに小さい書院造で、障壁画が淡彩の山水画となるなど装飾が落ち着いたものとなっている。

二の丸御殿の西側に大広間から眺められるように造られた二の丸庭園【Qa】は、屈曲の多い池を地表面から低く下げて掘り、その法面や護岸に多数の派手な石組を配するとともに、池中に三つの島、奥に三段の滝を設けた池泉廻遊式の庭園であり、その力強い意匠は豪壮な建築群とよく調和している。

Q. 二条城を構成する歴史的建造物及び歴史的庭園

資産範囲である旧二条離宮は 1939 年 11 月 30 日に史跡に指定されている。

国土数値情報 N35°0'50" E135°44'51"

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
Q1	本丸櫓門	*	1939.10.28	1625-1626	本丸から二の丸への通路にあたる門
Q(1)	袖塀	*	1939.10.28	1625-1626	本丸櫓門に接続する塀
Q2	本丸御殿玄関	*	1944.09.05	1847	公式の出入口
Q3	本丸御殿御書院	*	1944.09.05	1790-1793	公式の対面所となる殿舎
Q4	本丸御殿御常御殿	*	1944.09.05	1849	平常の住居
Q5	本丸御殿台所及び雁之間	*	1944.09.05	1847	本丸にある台所
Q6	二の丸御殿唐門	*	1939.10.28	17 世紀前半	二の丸への入口
Q7	二の丸御殿築地	*	1939.10.28	17 世紀前半	唐門の東西につながる塀
Q8	二の丸御殿遠待及び車寄	**	1939.10.28	17 世紀前半	城へ参上した大名の控室及び玄関
Q9	二の丸御殿式台	**	1939.10.28	17 世紀前半	老中の詰所、諸大名の将軍への取次ぎの場
Q10	二の丸御殿大広間	**	1939.10.28	17 世紀前半	将軍の公的な対面の場となる殿舎
Q11	二の丸御殿蘇鉄の間	**	1939.10.28	17 世紀前半	大広間と黒書院の間の廊
Q12	二の丸御殿黒書院	**	1939.10.28	17 世紀前半	将軍の私的な対面所
Q13	二の丸御殿白書院	**	1939.10.28	17 世紀前半	将軍の休憩所、寝所となる殿舎
Q(2)	付属之間	**	1939.10.28	17 世紀前半	白書院から張り出した室
Q(3)	黒書院白書院間渡廊	**	1952.03.29	17 世紀前半	白書院と黒書院をつなぐ廊
Q14	二の丸御殿台所	*	1939.10.28	17 世紀前半	台所となる大規模な殿舎
Q15	二の丸御殿御清所	*	1939.10.28	17 世紀前半	公式の儀式の際の料理をまかなう殿舎
Q(4)	廊下	*	1939.10.28	17 世紀前半	台所と御清所をつなぐ廊
Q16	二の丸東大手門	*	1939.10.28	1662	二条城の正門
Q(5)	多門塀	*	1939.10.28	17 世紀前半	石垣上に長屋をもつ城壁
Q17	二の丸北大手門	*	1939.10.28	17 世紀前半	北側の門
Q(6)	多門塀	*	1939.10.28	17 世紀前半	石垣上に長屋をもつ

No.	建造物/庭園名称		指定年月日	建立年代	概要
					城壁
Q18	二の丸西門	*	1939.10.28	17世紀前半	西側の門
Q(7)	多門堀	*	1939.10.28	17世紀前半	石垣上に長屋をもつ城壁
Q19	二の丸東南隅櫓	*	1939.10.28	17世紀前半	城郭の東南の隅に立てた櫓
Q(8)	多門堀	*	1939.10.28	17世紀前半	石垣上に長屋をもつ城壁
Q20	二の丸東南隅櫓北方多門堀	*	1939.10.28	17世紀前半	東南隅櫓と東大手門の間を塞ぐ堀
Q21	二の丸西南隅櫓	*	1939.10.28	17世紀前半	城郭の西南の隅に立てた櫓
Q(9)	多門堀	*	1939.10.28	17世紀前半	石垣上に長屋をもつ城壁
Q22	二の丸土蔵	*	1939.10.28	17世紀前半	二の丸御殿台所の北に立つ土壁の蔵
Q23	二の丸土蔵(北)	*	1939.10.28	17世紀前半	二の丸西北部内堀の外辺に立つ土壁の蔵
Q24	二の丸土蔵(南)	*	1939.10.28	17世紀前半	二の丸西南部内堀の外辺に立つ土壁の蔵
Q25	二の丸鳴子門	*	1939.10.28	17世紀前半	内堀の東側外に位置する門
Q(10)	袖堀	*	1939.10.28	17世紀前半	鳴子門に接続する堀
Q26	二の丸桃山門	*	1939.10.28	17世紀前半	二の丸西方南の仕切門
Q27	二の丸北中仕切門	*	1939.10.28	17世紀前半	二の丸北部の東西を仕切門
Q28	二の丸南中仕切門	*	1939.10.28	17世紀前半	二の丸南部の東西を仕切門
Qa	二条城二の丸庭園	##	1939.11.30	17世紀前半	力強い石組みを持つ池庭

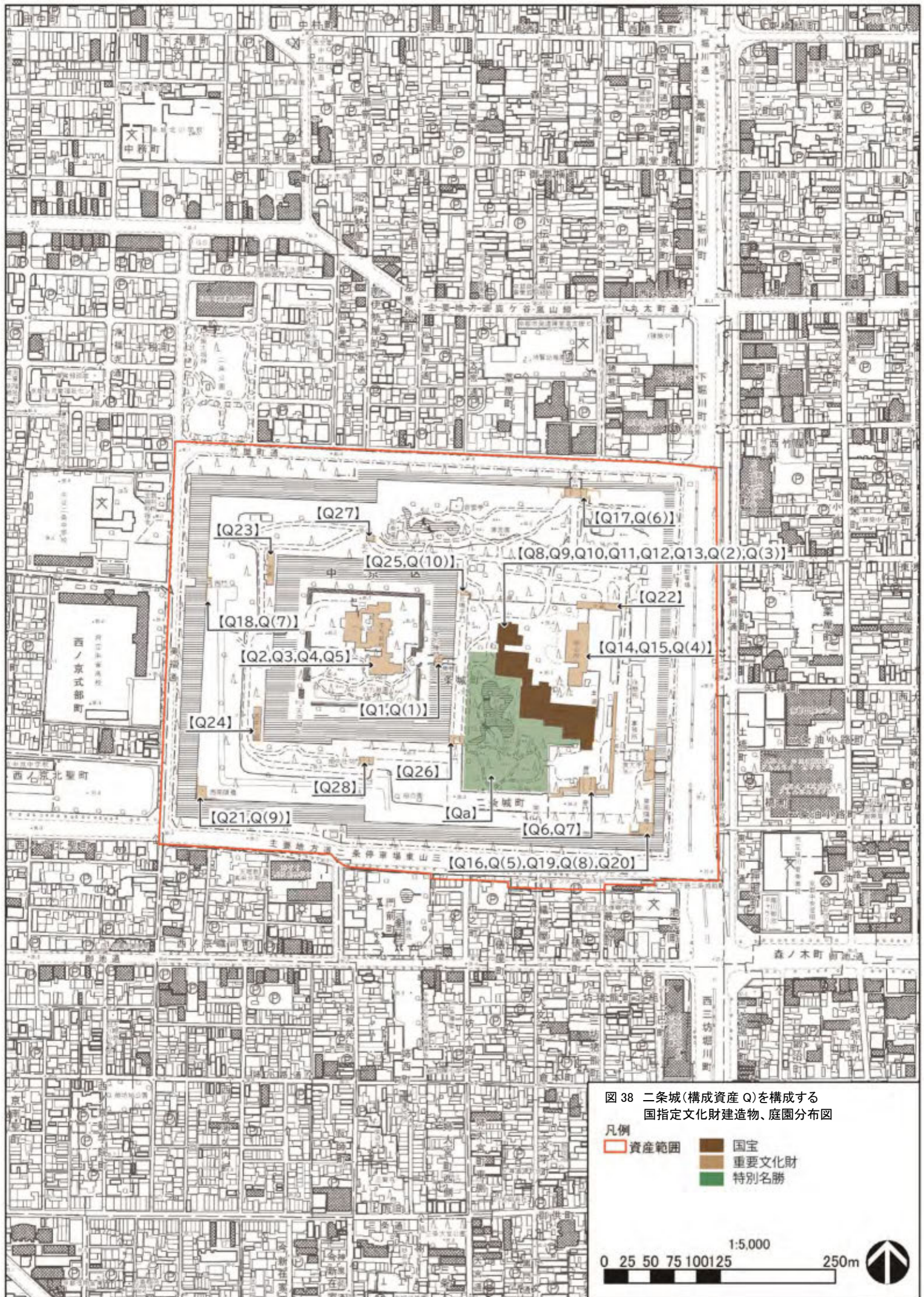
** 国宝を示す

* 重要文化財を示す

特別名勝を示す

名勝を示す

() 付の数字で示された建造物は、国宝もしくは重要文化財に指定された建造物に付随するものとして、国が指定した文化財である。



第3章 世界遺産登録後の資産及び周辺環境の変化と現状

本章では、1994 年の世界遺産登録後 30 年近くが経過した「古都京都の文化財」について、その間の変化の有無とその内容、克服してきた課題と残された課題を整理する。

第1節 資産の現状

(1) 保存と継承

「古都京都の文化財」を構成する全ての資産の範囲と、OUV の属性の構成要素である全ての建造物・庭園は、文化財保護法の下に文化財の指定を受けており、現状を変更する場合や保存に影響を及ぼす行為を実施しようとする際は、文化庁長官が保護の観点から意見を附することができる国の許可制度によって保護されている。

一方、日本の建造物や庭園、境内や城域は、多雨多湿で変化に富む気候条件下にあるため、保存のために定期的な修理が必要とされる。

世界遺産登録後も、伝統的な建築技術や庭園修理技術を有する技術者・職人によって、適切な修理が各資産で行われているが、今後も適切な修理を継続するために、技術の継承、植物性資材等の安定的な確保が課題となっている。

(2) 防災・防犯

a. 火災

OUV の物証たる建造物はいずれも木造であるため、災害の中でも火災は最も危惧すべきものである。事実、17 の構成資産のほぼ全てにおいて、創建以来現在に至るまでに、程度の差はあるとしても火災による被害を受けており、火災が資産に与える負の影響は極めて大きい。

こうした歴史を踏まえ京都市、宇治市、大津市では、行政、所有者、事業者、周辺住民など多くの関係者の連携による多重の防火対策が、構成資産ではもちろんのこと、それ以外の文化遺産でも重点的に行われている。

しかし、2019 年に発生したフランス・ノートルダム大聖堂や日本・首里城正殿の火災を踏まえ、文化庁主導で全国の国宝・重要文化財の防火設備について緊急状況調査が行われ、「古都京都」の構成資産においても、機器の老朽化など、若干の問題が確認された。この結果を受け、現在国の補助金によって賀茂別雷神社、清水寺、仁和寺、延暦寺で設備の更新が速やかに行われており、今後、教王護国寺、醍醐寺、高山寺、西芳寺、二条城でも順次更新が進められることになっている。

b. 地震・風水害などの自然災害

「古都京都の文化財」が世界遺産一覧表に記載された翌月の 1995 年 1 月 17 日には、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）が発生し、京都市や宇治市でも震度 5 を記録したが、構成資産においては、部材の脱落や壁の亀裂程度の比較的軽微な被害にとどまった。

2018 年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震では、本願寺において土塀の一部が損壊したほか、平等院でも土塀の瓦が落下する被害が生じた。

これらの被害については、発生後速やかに適切な修理が実施されている。

日本周辺の海水温の上昇が原因ともいわれる、台風の激甚化も進んできている。2018 年 9 月 4 日に京都府を通過した台風 21 号は、瞬間最大風速 39.4m の強風をもたらし、高山寺、醍醐寺、清水寺をはじめとした多くの構成資産で、膨大な数の倒木や建造物損壊の被害があり、2022 年現在も国庫による補助の下、復旧工事を計画的に進めている。

c. 防犯

「古都京都の文化財」の構成資産は、いずれも広く一般に公開されており、不特定多数の来訪者がある。そのため所有者は必要な警備体制を敷いているが、近年は従来想定されていなかったような意図的な毀損行為も発生している。

例えば、2015～2019 年に、複数の資産において落書きや油状液体の散布による汚損が発生しており、監視カメラの設置などの防犯設備の充実と地域との連携、災害発生時の協力体制を整備することが求められている。

（３）保存管理体制

OUV を長く維持するためには、伝統的な技術を有する修理技術者による定期的な保存修理とともに、適切な日常の維持管理が求められる。

17 の構成資産の所有者は、世界遺産登録当時の 1994 年と変更はない。二条城を京都市が、それ以外を各宗教法人が所有し、適切な管理を継続している。

二条城を除く 16 資産は、創建以来、宗教活動を執り行ってきた場であり、資産を構成する建造物や庭園は、神事や法要、祭礼などを行うことで現在まで守り伝えられてきたものである。したがって、今後も信仰を継続していくことが OUV を維持する上で最も重要である。そのため、信仰の場としての建造物、庭園、境内は信仰の対象として必要な静謐と清浄さを保持することが求められており、宗教性を熟知した各所有者による管理体制が構築されている。

また、構成資産としての価値を高め、OUV の理解を促進するために必要な場合は、文化遺産としての整備をすることも求められる。

第2節 取り巻く環境の現状

本節では、構成資産を取り巻く環境において、資産に影響を与える可能性がある項目として、世界遺産登録後の人口の変遷、開発の事例を示す。また、それに対して京都市・宇治市・大津市がとった対応を提示する。

(1) 人口

世界遺産登録以降、大津市では人口が増加している一方、京都市、宇治市では大きな変化は認められず、2015年以降は緩やかに人口が減少している（図39～41）。このような人口減少とそれに伴う少子高齢化は今後も続くと推測されており、地域の繋がりや希薄化や、祭礼等の伝統行事の担い手不足が進めば、そのほとんどが宗教施設である構成資産の支持基盤が弱体化していくことも予想される。

このような状況に対しては、伝統文化や伝統産業の普及啓発や、広く市域外への支持層の拡大などに力を入れることが必要と考えられる。

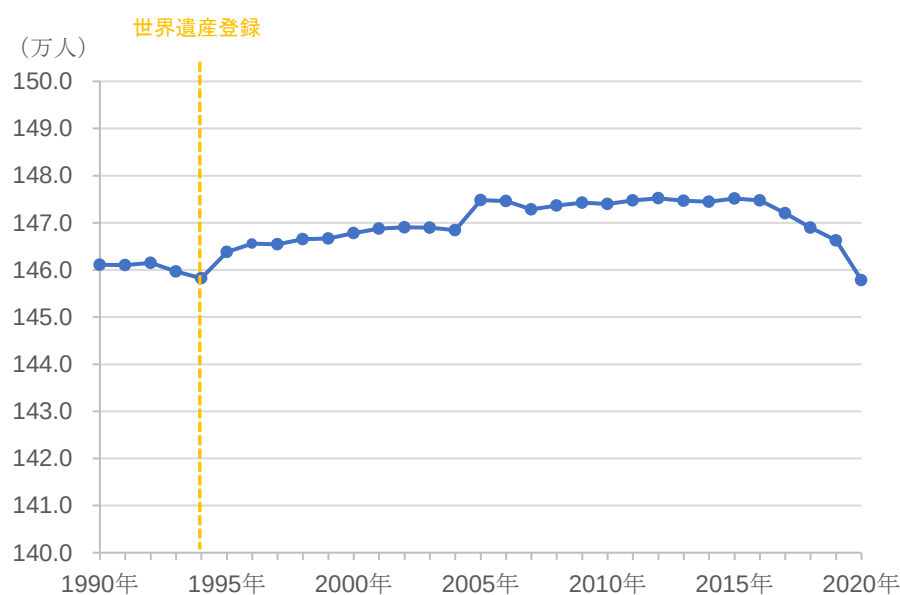


図39 京都市の人口推移（出典：京都市統計書 令和2(2020)年版）

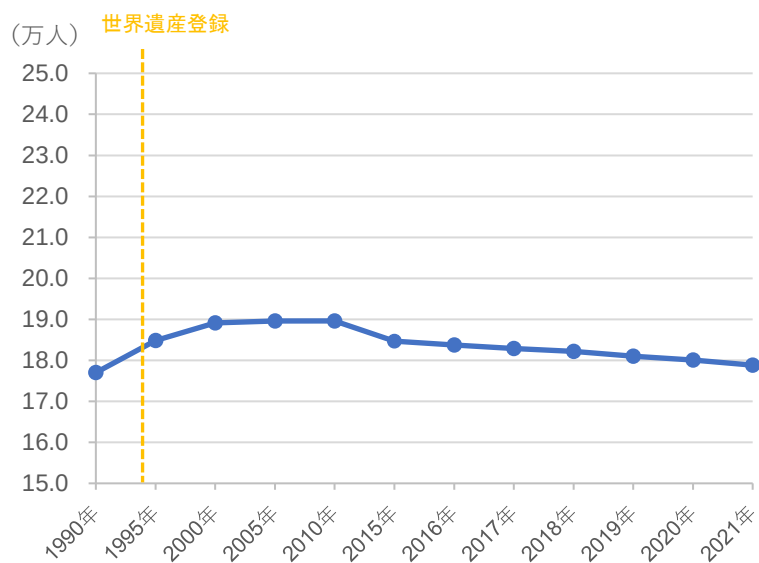


図 40 宇治市の人口推移
(出典：宇治市統計書 令和 2 年、宇治市推計人口)

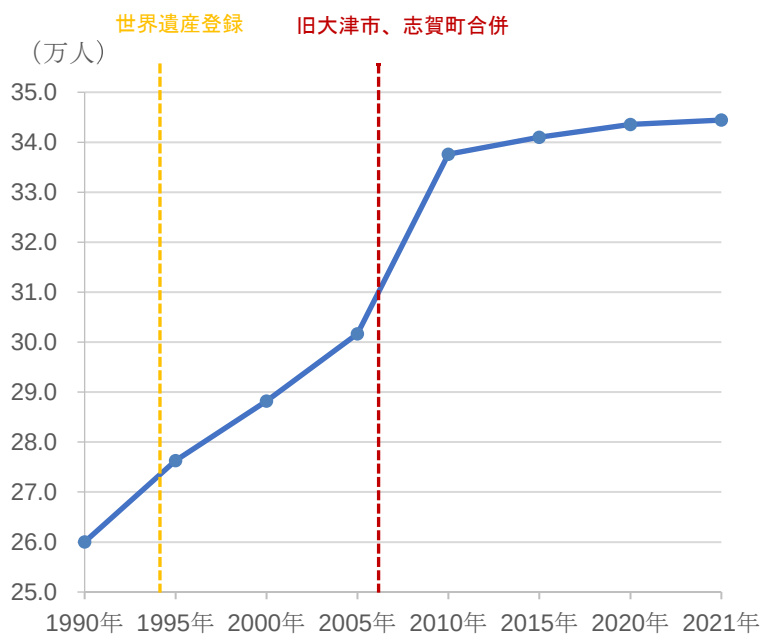


図 41 大津市の人口推移
(出典：令和 2 年版 大津市統計年鑑、大津市 最新の人口統計表)

(2) 開発

「古都京都の文化財」は、人口 140 万超の都市である京都市を中心に 17 の構成資産が立地する都市型の遺産であり、資産の保全と持続可能な開発の両立を目指す取組を進めている。

世界遺産登録推薦書には、主要な地域開発計画として、地下鉄建設、高速道路建設、京都駅改築が挙げられていた。これらに関する今日までの進捗は以下のとおりである。

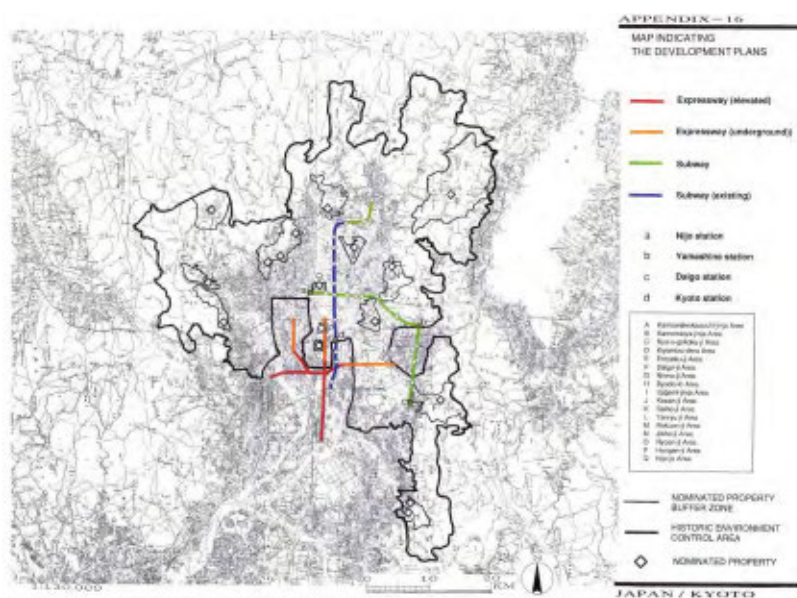


図 42 地下鉄及び高速道路計画
(出典：世界遺産登録推薦書) 1993 年 12 月当時

a. 地下鉄建設

世界遺産登録時に建設が進められていた京都市内の地下鉄路線については、烏丸線が 1997 年に北山駅・国際会館駅間 2.6km の延伸をもって、全線が開通した。東西線については、1997 年に二条駅 – 醍醐駅間 (12.7km) が開業し、御池通の地下街と地下駐車場も開業した。2008 年には六地蔵駅から太秦天神川駅までの 17.5km が完成した。これらは推薦書の記載どおり、出入口を除けばすべて地下工作物であり、構成資産への視覚的な影響は認められない。着工前には必要に応じて発掘調査が実施され、確認された地下遺構については図や写真による詳細な記録を保存している。

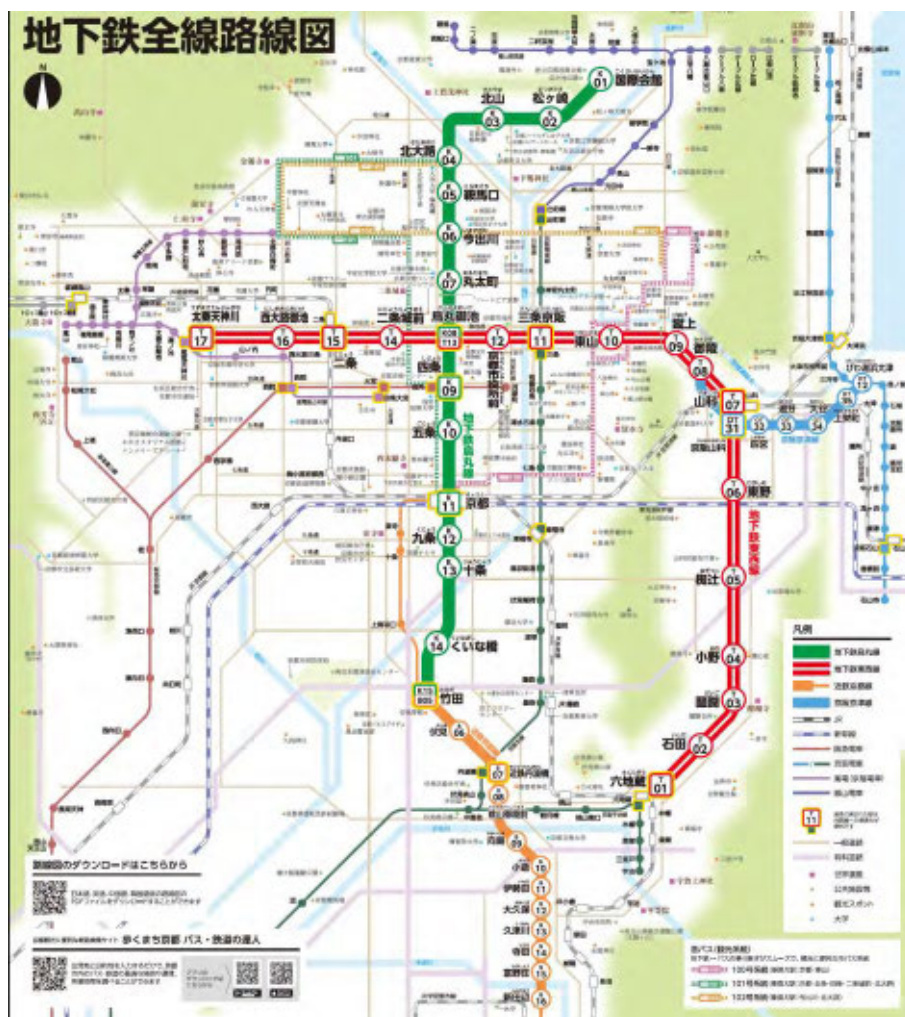


図 43 地下鉄路線図（2022 年 2 月現在）

b. 高速道路建設

交通渋滞緩和のために計画されていた高速道路については、推薦書に記載されていた 5 路線（油小路線、久世橋線、堀川線、西大路線、新十条通）のうち、新十条通については、山並みの景観保全やルート周辺住宅地の環境保全を考慮して 90% をトンネル化し、2008 年に供用が開始された。油小路線については既存道路の中央分離帯に橋脚を建てた高架道路として建設され、2011 年に全面供用を開始した。いずれも、緩衝地帯外側であり、資産への視覚的影響は発生していない。また、工事に先立って、地下遺構が存在する範囲については入念な発掘調査を行い、遺構の適切な保存・記録を実施した。

久世橋線、堀川線、西大路線については、都市計画決定（1993 年）から 30 年近くが経過し、その間の社会情勢の変化を踏まえて、計画の廃止を含めた見直しが検討されている。



図 44 高速道路路線図（2022 年 2 月現在）

c. 京都駅改築

京都駅改築については、「京都は歴史への門である」というコンセプトのもと、京都の街並みとの連続性を重視し、平安京の平面プランの特徴である条坊制（基盤目）を意匠に取り入れ、1997 年に完成した。国内外から年間 5 千万人が訪れる世界的な文化観光都市京都の重要な玄関口として利用されている。

d. 集合住宅、ホテル建設等

世界遺産登録の前後から、バブル経済崩壊に伴う地価の下落等を背景に、緩衝地帯外側の京都市中心部で集合住宅の建設が進行し、旧来の街並みが蚕食されることが問題となっていた。近年では、急増するインバウンド需要を見込み、市内各所でホテルの建設が続いている。

平等院及び宇治上神社が位置する宇治市においても、1996、1997 年に平等院鳳凰堂の北翼廊の背景となる緩衝地帯外側に 2 棟の 15 階建て集合住宅が建設された（平等院の緩衝地帯は特別風致地区に指定され、高さ 10m、隣接地は風致地区の 15m 及び高度地区の 20m の高さ規制がかかっていたが、当該集合住宅は、高さ規制のない幹線道路沿いの商業地域に建設された）。



写真1 賀茂御祖神社緩衝地帯におけるマンションの建設前後
(左：建設前、右：建設後 Google Map より)

これに対して京都市・宇治市では、世界遺産登録後現在に至る間に景観関係の規制や制度を大幅に拡充し、景観の保全・創出に努めている。これにより、登録以前から二条城の門前に建っていた10階建てのホテルが、建て替えに伴い4階建てに変わり（写真2）、宇治市においても構想時には9階建てであった建物が、7階建てに変更して建設されるなどの成果が挙げられている。

2015年に賀茂御祖神社に隣接する駐車場跡地に計画された集合住宅建設では、高さ規制によって3階建てに抑えられているだけでなく、和風デザインの外観、上層階のセットバック、植栽、石畳風の舗装等により、緩衝地帯の目的に合致した内容となっている（写真1）。

同じく2015年には、仁和寺に隣接する資材置き場跡地にコンビニエンスストア及びガソリンスタンドの建設が計画されたが、近隣住民の意見を容れて中止された。これを受けて近隣住民は、地域の景観づくりに主体的に取り組むために、仁和寺とも連携し、京都市市街地景観整備条例に基づく「仁和寺門前まちづくり協議会」を結成した。2017年には当該地にホテル建設が計画され、事業者側は、同協議会を中心とした近隣住民や、行政及び専門家と意見を交わしながら³、①仁和寺の周辺環境に相応しいデザインとすること、②近隣住民の生



写真2 二条城内からの景観の変化（左：世界遺産登録時／右：2021年）

³ 第6章第3節（3）を参照。

活環境に配慮すること、③地域の歴史や文化の継承・発展に寄与することに留意し、複数回にわたって計画案を練り直している。

e. 宅地開発

1999 年、慈照寺の緩衝地帯内にある小高い丘陵先端部、通称半鐘山において、宅地開発が計画された。計画は、尾根の上部を削って住宅地を造成する内容であったため、近隣住民による反対運動を発端に工事差し止めの訴訟が起これ、2006 年に計画は大幅に縮小され、緑地を京都市に寄付することで保全が図られることとなった。

2013 年には同じく慈照寺の緩衝地帯において、企業の保養所跡地で宅地開発が計画された。慈照寺からは直接視認できない場所ではあったが、敷地内の樹木を皆伐する内容であったため近隣住民による反対運動が起これ、翌年開発計画は中止され、緑地の保全が図られることになった。

宇治市においては、2015 年に宇治上神社背後の緩衝地帯において代表的な歴史的景観を為す山並みの一角で宅地開発計画が浮上した。これを重大な局面と捉えた宇治市では、市民からの景観保全要望の後押しもあり、国に働き掛けて、一帯を文化財保護法に基づく「名勝宇治山」として 2018 年に指定し、市が土地の公有化を図っている。

このように、住民の尽力と行政の努力の双方があって、OUV への負の影響は軽微なものにとどまる結果となっている。

f. 風力発電、メガソーラーなど

世界的な再生可能エネルギーの利用推進に伴い、各国の世界遺産周辺での整備が問題となっている風力タービンやメガソーラー施設については、「古都京都の文化財」が世界遺産に登録された当時は問題として想定されておらず、世界遺産登録推薦書にも特に言及はなかった。

風力発電については、風力発電を導入するのに望ましい 6m/s の風が年間を通じて得られる地点は、周辺には存在せず、大規模な風力タービンが設置される可能性は極めて低い。

京都市景観計画では、市域の約 54%にあたる約 44,916ha を良好な景観の形成のため、建築物の建築その他の行為の制限を実施する景観計画区域に定めている。景観計画区域内では、基準を超えて眺望景観や自然風景、歴史的風土に影響を及ぼす工作物等の設置は認められないことから、大型の風力発電は設置が認められない。実際に、これまで京都市、宇治市、大津市内において大規模な風力タービンは設置されておらず、現時点では今後の計画もない。

メガソーラー施設の設置について京都市では、周辺環境への視覚的影響が少

ない事例にとどまっている（表 7）。京都市南部の水垂埋立地に太陽光発電施設が整備されているが、構成資産から離れており、視覚的影響はない。

大津市では、2017 年に「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」を制定し、古都保存法の歴史的風土特別保存地区（史跡）を太陽光発電設備全般の禁止区域に、古都保存法の歴史的風土保存区域（バッファゾーン）を抑制区域としている。

表 7 京都市内メガソーラー設置状況（2021 年 9 月末時点）

設置場所		稼働開始	発電事業者	認定出力 (MW)
伏見区	淀樋爪町 4 6 3 - 1 他 【水垂埋立地】	第 1 基 : 2012. 7 第 2 基 : 2012. 9	SB エナジー(株)	3. 5
南区	上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1 【鳥羽水環境保全センター】	2013. 8	京都市上下水道局	1. 0
山科区	勧修寺丸山町 1 - 2 0 【新山科浄水場】	2013. 9	京都市上下水道局	1. 0
伏見区	深草鑑ヶ谷町 他 【京都大岩太陽光発電所】	2015. 3	サカエリックエネルギー 開発(株)	1. 5
伏見区	小栗栖山口町 2 他（一部山科区 勧修寺）【旧伏見桃山ゴルフ場】 【伏見桃山ゴルフ場跡地】	2015. 3	WE S 京都桃山合同会社	8. 0
伏見区	石田西ノ坪 【石田水環境保全センター】	2015. 8	京都市上下水道局	1. 0
右京区	京北細野町草木谷 1 - 1 【関西電力京北開閉所東側】	2015. 9	(株)近藤商事	1. 0
伏見区	淀美豆町 5 5 5 - 1 他 【京阪淀ロジスティクスヤード】	2016. 4	京阪ホールディングス(株)	1. 25
伏見区	醍醐陀羅谷 2 - 3 他 【旧京都国際ゴルフ場】	2017. 9	京セラ TCL ソーラー合同会 社	23. 0
西京区	大枝沓掛町 2 6 - 4 6 1	2019. 2	Sun Station Hikari XX 合同 会社	1. 98

なお、2020 年 4 月から太陽電池発電所の設置事業が、国の環境影響評価法の対象事業として追加された（第 1 種 4 万 kW 以上、第 2 種 3-4 万 kW）。これまでも「古都京都の文化財」周辺において整備されたメガソーラー施設は、規模の小さなものにとどまっており、今後も環境影響評価法の対象となるようなメガソーラー施設の整備が進められる可能性は低い。

（３）法的規制

世界遺産登録後の周辺環境における法的規制の強化については、京都市・宇治市・大津市それぞれで詳細は異なるが、大枠は共通する。ここでは、14 資産を擁し開発圧力も高い京都市を中心に記述する。

京都市の市街地では、1990 年代はじめのバブル経済崩壊後、地価が下落したことを背景に、高さ制限一杯の集合住宅建設が進行し、街並みの急激な変化が問題となった。

そのような中、京都市は、1995 年に自然風景保全条例、市街地景観整備条例を制定する。1996 年には、美観地区及び風致地区等の区域の拡大、屋外広告物規制の強化、山麓部の住宅地や一部の幹線道路沿道についての高さ規制の強化（20m から 15m へ）などの見直しを行った。さらに同年、歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し、京都盆地周辺の山麓部のほぼ全域を指定し、歴史的風土の保全を図った。

2004 年に景観法が施行されると、翌年京都市は景観行政団体となり、2005 年に景観に関する制度や取組等を盛り込んだ景観計画を定めた。この中で伝統的な家屋・店舗である京町家等の消失、地域の町並みに不調和な建築活動、屋外広告物による景観悪化、眺望景観や庭園借景の喪失が問題として認識された。

これを受けて京都市では、2007 年に「新景観政策」を実施することとなった。これは①建物の高さ規制強化、②建物のデザイン規制、③眺望景観・借景の保全、④屋外広告物の規制強化、⑤歴史的町並みの保全・再生を柱とするもので、そのために既存の 4 つの条例（自然風景保全条例・風致地区条例・市街地景観整備条例・屋外広告物等に関する条例）を改正し、新たに眺望景観創生条例と高度地区の特例許可の手續に関する条例の 2 条例を制定したのである。（後掲 p.188 「2007 年京都市新景観政策について」参照）。

この取組によって市内の景観は大幅に向上することとなり、世界遺産管理における共有すべきベストプラクティスの事例として、2012 年に開催された「世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合」（京都）に提出されている。

（４）多様な文化遺産の保全

京都は、1,000 年を超える日本の都として、歴史的都市として長い歴史があり、その価値は都市全体に及んでいる。「古都京都の文化財」もその中で培われてきたものであり、人々の暮らしの空間や多様な文化遺産と一体となったものである。したがって、京都の都市全体の歴史的景観を保全し、幅広い文化遺産を保護することは、資産の価値の向上にも繋がるものとして重要である。

表 8 社会状況の変遷と「古都京都の文化財」保全措置の強化についての年表

	世界及び日本の出来事	関係法令等の変遷 ◆条約、作業指針 ○国内法等	都市開発と 保全措置の強化等
1991 年 ～1993 年	・ バブル崩壊		
1994 年	・ 「古都京都の文化財」世界遺産登録		
1995 年	・ 阪神・淡路大震災		
1997 年			・ 京都駅ビル完成 ・ 京都市営地下鉄東西線醍醐駅～二条駅間開通
2000 年			・ 京都市観光客 5000 万人構想
2002 年			・ 宇治市都市景観条例
2003 年		○ビジット・ジャパン・キャンペーン	
2004 年		○景観法 ○文化財保護法改正（文化的景観制度の創設）	
2005 年		◆作業指針大幅改定（OUV の言明、完全性、シリアル・プロパティ）	・ 京都市景観計画策定
2006 年			・ 宇治市高さ規制の変更 ・ 大津市景観計画策定
2007 年		◆世界遺産の戦略的目標に「コミュニティの役割の強化」が加わる	・ 京都市新景観政策
2008 年	・ リーマンショック	○歴史まちづくり法	・ 宇治市景観計画策定 ・ 宇治市まちづくり・景観条例
2009 年	・ 新型インフルエンザの世界的流行	○世界文化遺産のための包括的保存管理計画策定に関する指針（案）中間報告（文化庁）	
2010 年			・ 京都市市街地景観整備条例、京都市眺望景観創生条例の改正 ・ 宇治市屋外広告物条例
2011 年	・ 東日本大震災		
2012 年		◆「古都京都の文化財」顕著な普遍的価値の言明採択 ◆世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合（京都会合）開催と「京都ビジョン」採択	
2015 年			・ 宇治市風致地区条例
2018 年	・ 大阪北部地震 ・ 台風 21 号	○文化財保護法改正（保存活用計画の法的位置づけなど）	・ 京都市眺望景観保全地域の拡大、京都市事前協議（景観デザインレビュー）制度設立、宿泊税導入

	世界及び日本の出来事	関係法令等の変遷 ◆条約、作業指針 ○国内法等	都市開発と 保全措置の強化等
2019 年			・ Enjoy Respect Kyoto 運動開始 ・ 「観光・文化京都宣言」 （国連 観光・文化京都会議 2019 における「京都モデル」の提唱）
2020 年	・ 新型コロナウイルス感染症の世界的流行		
2021 年	・ 東京オリンピック開催		

第3節 OUVへの理解と来訪者対応

(1) OUVの理解の必要性

「古都京都の文化財」の OUV については、17 の資産が「千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している」と言明されている。これは、我が国の伝統的な木造建築と庭園が、長期間に亘り、現在まで価値を保っていることが評価されたものである。

我々は、この OUV を広く知らしめるため、保全とのバランスに配慮しつつ資産の積極的な公開を行い、建造物や庭園をより多くの人が間近に見る機会を提供することが重要である。

また、OUVの保全を担保するために必須となる修理技術の継承や材料の確保、修理事業の必要性を、広く普及啓発することが求められるとともに、文化遺産への関心を持つ人材の裾野を広げていく必要がある。

(2) 来訪者対応

人々が国内外から「古都京都の文化財」を訪れ、その OUV をはじめ歴史や文化に触れることは、文化を異にする人々の相互理解の促進が期待されるものであり、その動向は重要である。

ここでは、「古都京都の文化財」の資産が所在する自治体への世界遺産登録以降の来訪者数の変遷とその影響を見てみる。

もともと日本を代表する観光地であった京都市、宇治市、大津市では、一部の世界遺産でみられるような、世界遺産登録による急激かつ一時的な来訪者の増加はみられなかった。

しかし、1995 年に発生した阪神淡路大震災や、2008 年のリーマンショック、2009 年の新型インフルエンザの流行、2011 年の東日本大震災による一時的な観光客減少を除けば、日本文化への世界的な関心の高まりや、政府による観光政策の推進などによって、着実に来訪者は増加してきた。特に京都市では、2015 年には年間 5,684 万人に達することとなった。

このような来訪者の増加は、一部の資産周辺において、交通集中による環境負荷や、文化の違いに起因するマナー問題の発生などをもたらすことがあった。また、宗教施設でもある資産では、信仰の場としての静謐さに負の影響が生じることともなった。

一方、2019 年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外の人の移動が制限された結果、2022 年現在に至るまで、来訪者数は激減してい

る。

このことは構成資産の拝観料・入城料収入等にも少なからぬ打撃を与え、必要な保存修理の実施にも悪影響が及ぶことが懸念されており、国では補助金の補助率を特例的に上乘せするなどの対策を行っている。

上記のように、来訪者の動向は、災害や疫病、社会情勢等によって大きく変動するものであるが、来訪者が資産の価値を深く理解することは、文化の多様性への理解を促進し、持続可能な開発に貢献するものである。したがって、過度にならないよう留意しつつ多くの来訪者を受け入れ、来訪者に対しての情報発信、普及啓発を進めることが重要である。また、来訪者がスムーズに資産にアクセス出来るような受け入れ体制の整備と、来訪者と地域社会が良好な関係を構築するための取組が求められる。

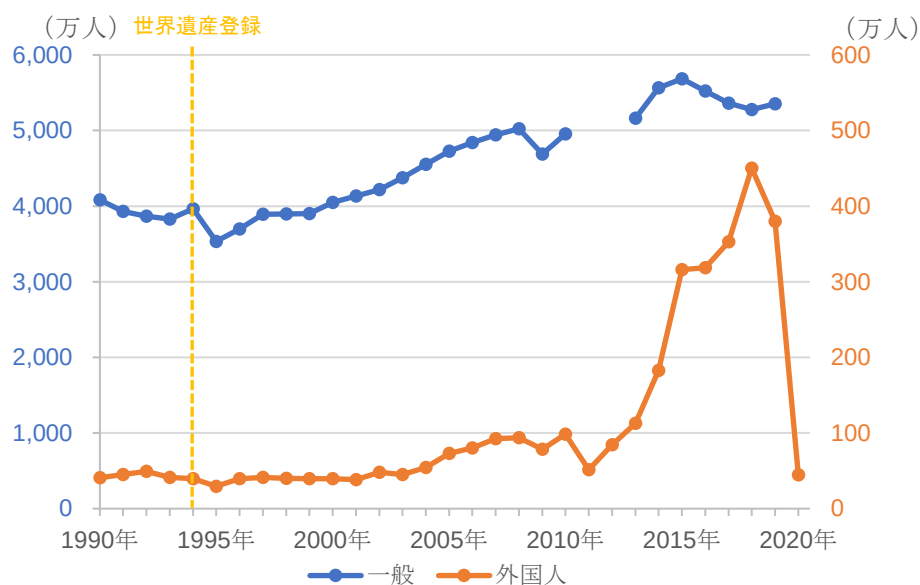


図 45 京都市の来訪者推移（出典：京都市統計書）

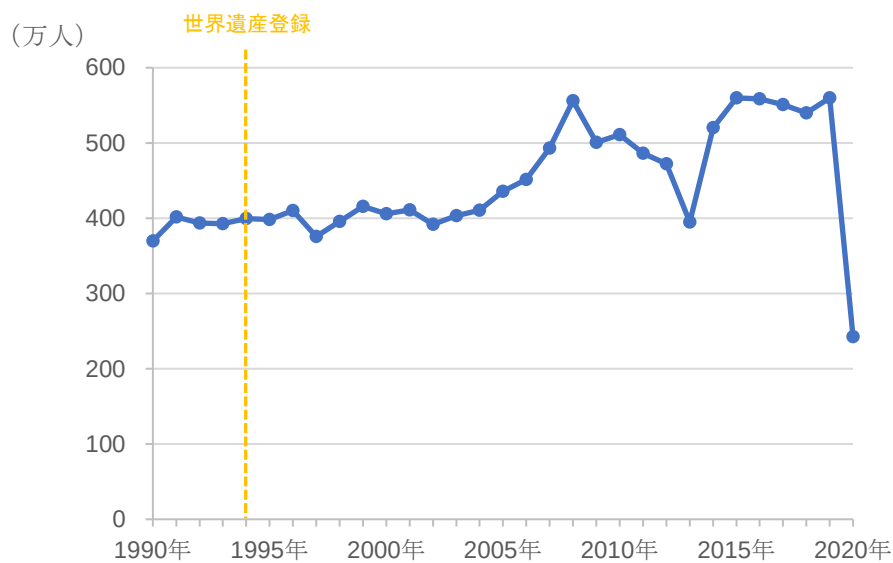


図 46 宇治市の来訪者推移（出典：宇治市観光入込客数）

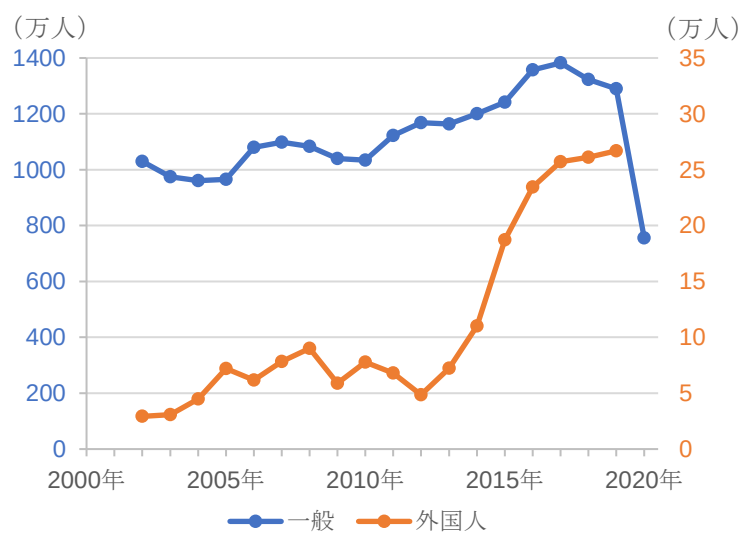


図 47 大津市の来訪者推移（出典：滋賀県観光入込客統計調査）

第4章 保存管理の理念と基本方針

第1節 「古都京都の文化財」の包括的保存管理の理念

世界遺産「古都京都の文化財」の「顕著な普遍的価値の言明」（第2章）を踏まえ、その保存管理の理念を以下のとおり明示する。

1. 資産の保存と継承

「古都京都の文化財」は、17の社寺や城郭をその構成資産としており、それぞれの構成資産には OUV を構成する建造物や庭園が存在する。これらの社寺及び城郭の範囲（資産範囲）、建造物、庭園を保存し、継承することが最も重要である。

資産については、継続的に研究・調査を行うとともに、歴史性・様式・技術等の OUV の属性を確実に次世代へ継承するため、必要な修理を適切な時期に行うものとする。そのためには保存修理技術者の育成も不可欠である。

また、二条城を除く資産とその建造物・庭園はいずれも宗教施設である。これらの施設において、途切れることなく祭祀・儀礼・修行・説法等の宗教活動が続けられてきたことにより、建造物や庭園はそれぞれの宗教と不可分の精神性・神聖性・象徴性を帯びるに至っている。「古都京都」の保存管理においては、これらの精神性・神聖性・象徴性も尊重し、文化財保護との両立を目指すことが重要である。

2. 取り巻く環境の保全

17 資産それぞれの立地は、それ自体が資産の歴史性を物語る。聖地、政治的要所、庭園造営の適地等、それぞれの理由で選ばれており、自明のことながら、創建場所を維持することが最も基本的な保全事項である。またこれと並んで、OUV である建造物や庭園が、その芸術性を十分に発揮するための背景（借景）として、周辺、特にそれら建造物や庭園の背景の保全が不可欠である。さらには、資産への歴史的なアクセスルート沿いの環境も、アクセス時の視対象である資産への眺めを大きく阻害するものでないことが望ましい。周辺環境の保全は凍結的である必要はないが、開発とのバランスを取りつつ、適切に行われなければならない。

3. OUV の発信と来訪者対応

木造建築や庭園、そしてそれらの立地や配置等が示す「古都京都の文化財」の OUV を積極的に発信する。また、「古都京都の文化財」が分布する京都市・宇治市・大津市は、17の構成資産だけにとどまらない有形無形の文化遺産の宝庫であり、それらは構成資産とも様々な関係をもっている。「古都京都の文化財」の OUV の発信によって3市の文化遺産全体への関心や来訪を促し、文化の多様性への理解を促進することを目指す。

第2節 基本方針

「古都京都の文化財」の包括的保存管理の理念を実現するための基本方針を、資産の保存と継承、取り巻く環境の保全、OUVの発信と来訪者対応という観点から、以下のとおり設定する。

保存管理上の 観点	基本方針	具体的施策例
1. 資産の保存 と継承 (第5章)	1-1 文化財保護法に基づく 保存と継承	● 現状変更行為の制限 ● 保存のための修理 ● 資材の確保と技術の継承 ● 調査・指定の継続 ● 整備事業
	1-2 防災・防犯	● 防災対策 ● 防犯対策
	1-3 所有者を中心とした保存 管理	● 所有者による維持管理 ● 宗教活動と文化財保護の両立 ● 地域コミュニティとの関わり ● 国・地方自治体による（技術的・財政的）支援
2. 取り巻く環 境の保全 (第6章)	2-1 緩衝地帯保全の目的	● 緩衝地帯保全の目的
	2-1 都市計画・景観行政の基 本的体系	● 市街化区域と市街化調整区域 ● 地域地区 ● その他の地区 ● 重層する地区による規制
	2-2 緩衝地帯保全の方法	● 立地特性の類型と保全方針 ● 法的規制による保全 ● 保全にかかわる手続きと体制
	2-3 古都京都の歴史的都市と しての保全	● 歴史的都市景観の保全 ● 幅広い文化遺産の保全
3. OUV の発 信と来訪者 対応 (第7章)	3-1 OUV の発信	● 積極的な公開と保全とのバランス ● 技術に関する情報発信 ● 次世代への発信
	3-2 来訪者対応	● 観光案内 ● 多言語対応 ● バリアフリーに関する取組 ● 交通混雑緩和の取組 ● 観光混雑緩和の取組 ● 来訪者へのマナー啓発 ● 持続可能な文化観光

第5章 資産の保存と継承

第1節 基本方針

表9 資産の保存の考え方

OUV		属性		資産の保存方針
・ 建築及び庭園の意匠の発展を通して日本の文化的伝統の形成に決定的な役割を果たした歴史的価値 (ii) ・ 特に 19 世紀以降に世界の他の地域に影響を及ぼした庭園の芸術的価値 (ii) ・ 近代以前の日本の物質文化における最高の表現である庭園・建築の芸術的価値 (iv)	京都千年の歴史の形成・発展に貢献した構成資産の歴史的価値	構成資産の立地、地形、自然、配置		文化財保護法に基づく保存と継承
	重要な構成要素である庭園の芸術的価値	庭園の様式・技術	主景 選地・地割 石組 植栽	防災・防犯 所有者を中心とした保存管理
	重要な構成要素である建築及び建築群の芸術的価値	建築及び建築群の様式・技術	外観 意匠 構法 材料	

「第4章 保存管理の理念と基本方針」で示した「資産の保存と継承」の方針について、基本的な考え方は表9のとおりである。

本章では、表に示す属性を各構成資産において保存していくために、文化財保護法の下で実行される厳格な保存と継承の方法を示すとともに（第2節）、防災・防犯の対策と（第3節）、それらを確実に実施していくための保存管理体制について述べる（第4節）。図48に各取組の内容を示す。

世界遺産「古都京都の文化財」構成資産の保存と継承の方針

文化財保護法に基づく保存と継承（第2節）

1) 現状変更行為の制限

文化財保護法に基づく現状変更行為の制限

2) 保存のための修理

高い専門性を持つ専門技術者の配置

3) 資材の確保と技術の継承

文化財修理に用いる資材の確保及び技術の継承

4) 調査・指定の継続

建築物や庭園の調査を継続

5) 整備事業

歴史的空間の価値の向上

防災・防犯（第3節）

1) 防災対策

火災・風水害・地震への対策

2) 防犯対策

防犯機器の設置等

所有者を中心とした保存管理（第4節）

1) 所有者による維持管理

域内の清浄と静謐の維持

2) 宗教活動と文化財保護の両立

信仰の継承

3) 地域コミュニティとの関わり

信仰や年中行事等で結びついた住民との関わり

4) 国・地方自治体による（技術的・財政的）支援

技術的な助言や補助金制度

図 48 世界遺産「古都京都の文化財」の保存と継承の方針

第2節 文化財保護法に基づく保存と継承

「古都京都の文化財」を構成する全ての建造物と庭園及びそれらを包括する資産範囲については、文化財保護法の下に文化財に指定され、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為は厳しく制限されている（図 49）。

文化財保護法の下に実施する建造物や庭園の修理には、高い専門性を持つ技術者による管理を必須条件としているだけではなく、補助制度も整えられており、価値を失することはない。さらに、「古都京都の文化財」が所在する各自治体には、文化遺産保護に関する高い技術を持った修理技術者を抱え、伝統的な技能を有する技能者及びその団体も多く存在しており、日本において最も万全な保護体制を有する地域の一つである。文化財建造物の修理に必要な資材についても、文化庁の主導により、安定的な確保を目的とした取組を進めている。

また、世界遺産登録後も調査、研究を進め、建造物や庭園の文化財指定を進めているほか、学術調査に基づいた整備を行うことで、歴史的空間の価値の向上に努めている。

（1）現状変更行為の制限

文化財保護法に基づき、OUV を構成する 198 棟の建造物のうち、登録当時、38 棟は国宝、160 棟は重要文化財に、12 の庭園のうち、8 つは特別名勝、4 つは名勝に指定されている。これらの建造物と庭園は、境内または城郭の中にそれぞれ地形や自然を活かして配置されることで歴史的価値を持っているため、境内及び城郭は全域が資産範囲となっている。資産範囲については、同法に基づき国の史跡指定、もしくは国宝・重要文化財建造物と一体的な土地としての指定のいずれかを受けている。

したがって、指定建造物及び庭園、資産範囲において現状を変更する場合⁴又は保存に影響を及ぼす行為については、同法の定めにより、文化庁長官に対し、許可を申請する必要がある。

申請に先立っては、計画案について所有者と各自治体の文化財専門職員が協議を行い、現地で行為の妥当性を検討し、必要に応じて文化庁の文化財調査官を招聘し、資産への影響の程度を測り、OUV へ負の影響を与える恐れがある場合は、計画を修正するなどの対応がとられている。

必要な修正を踏まえて提出された申請に対し、文化庁長官は文化審議会文化財分科会に現状変更内容を諮問し、学術的かつ厳密な審議に基づく答申を経て許可・不許可の判断を行う。さらに、保存への影響が大きいと懸念される行為

⁴ 現状変更行為には、イベント等に伴う仮設物の設置のような軽微なものから、指定建造物や指定名勝の根本修理まで幅広く含まれる。ただし、日常的な維持管理の措置や、災害等に伴う緊急措置はこの限りではない。

については、文化審議会の専門調査会を経て諮問、答申が行われる。

また、許可にあたっては、文化庁長官は文化財の保存のために必要な指示をすることができ、許可条件に従わない場合は、行為の停止命令、又は許可の取り消しができる。

申請者は、現状変更行為の終了後、変更内容のわかる写真や図面、記録を付して各自治体を経由して、文化庁長官へ終了報告を提出しており、これら一連の現状変更申請は公文書として国・各自治体に保管されている。

上記のとおり、構成資産と建造物・庭園は文化財保護法によって現状変更を許可制とすることで厳格な保存が行われている。建造物・庭園は現状を保存することが原則で、創建以後の改変箇所をオリジナルに戻す場合など特別な事案においても、学術的な議論の下で慎重に行われる（本節で後述）。資産範囲は宗教活動等の必要上、新たな施設が設けられることもあり、建造物や庭園ほど保存は凍結的ではないが、資産の歴史性を示す立地や配置の変更が許可されることはない。

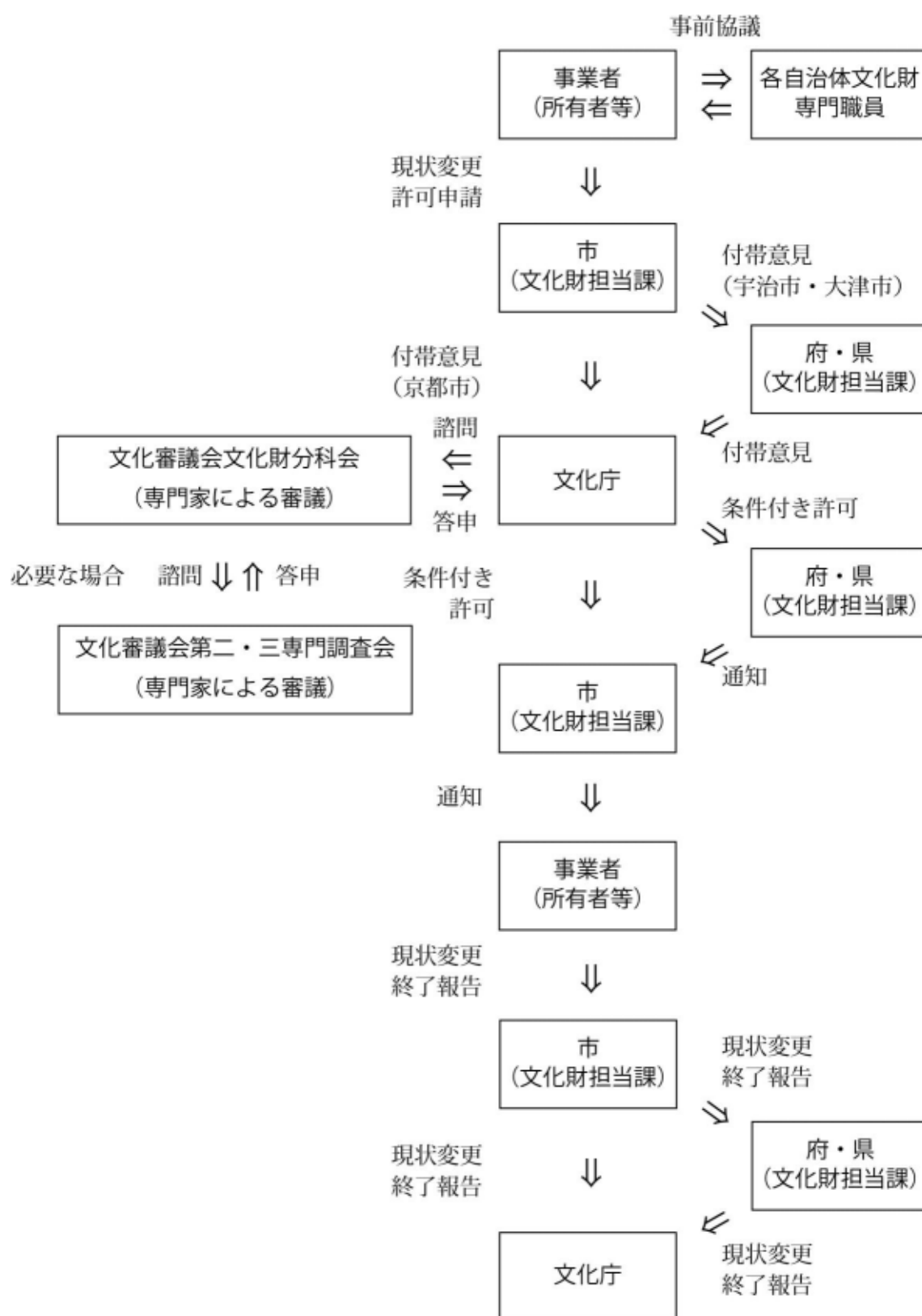


図 49 構成資産の保護に関する手続きの流れ

（２）保存のための修理

a. 建造物

指定建造物において一定規模以上の修理を国庫補助の下で行う場合は、文化財としての真正性が損なわれることがないように、文化庁から承認を得た文化財修理の設計監理の技術を有する主任技術者が設計監理を担当することが定められている。

主任技術者を擁する自治体は全国でも数少ないが、京都府、滋賀県では、多数の主任技術者を抱え、所有者から受託して修理を実施している。2021 年現在、京都府には教育庁文化財保護課に 10 人の主任技術者とこれに準じる技術者 10 人、滋賀県には文化スポーツ部文化財保護課に 4 人の主任技術者が在籍している。また、京都市が所有する二条城には主任技術者 1 名と、これに準じる技術者 4 名が専属している。さらに京都府では、文化財建造物修理に必要な伝統的な木造建築技術を守るため、2019 年より高い技術と豊富な経験値を持つ宮大工 11 人、建具工 2 人を専門職員として採用している。

修理に当たっては、建造物の価値を損なうことなく後世に伝えるため、保存活用計画を策定し、計画に基づいて詳細な調査が行われている。調査は、建物細部や、破損の様子はもちろんのこと、材料の寸法や、構法、意匠についても徹底的に調査され、いつ建立されたものか、どのような改造を受けてきたのかといった建造物の歴史にまで及ぶ（図 50）。

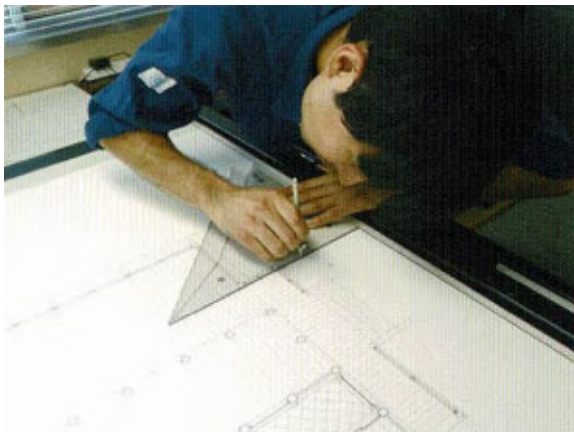


写真 3 技術者による作図



写真 4 建造物修理現場



写真 5 建造物修理報告書

調査の中で大きな改変の痕跡が認められた際には、建造物の歴史的な価値を高めるため、当初の姿に復することも検討される。その際には、文化庁文化財調査官と現地協議を行い、文化庁長官に現状変更の申請を提出し、許可を得た後、実施されることになる（図 49）

修理には、その傷み具合に応じて解体修理・半解体修理・部分修理・屋根葺き替えなどがあり、外観や意匠、構法に影響が及ぶことのないよう、定期的かつ慎重に行われる（写真 4）。材料については、可能な限り再利用することが原則であり、腐朽や破損が進んで再利用できないものについては、その部分のみを交換する。その場合においても、もとの材料と同じように伝統的な技術を用いて加工したものを使用し、交換したことが後世でも分かるよう焼印がつけられる。

根本修理とも呼ばれる解体修理や半解体修理の場合には、修理方針が後世でも分かるよう、詳細な記録を載せた修理事業報告書が作成される。小修理とも呼ばれる部分修理や屋根葺き替えでも、その規模に応じて図面や写真等の記録を残し、将来の修理の基本資料としている（写真 5）。

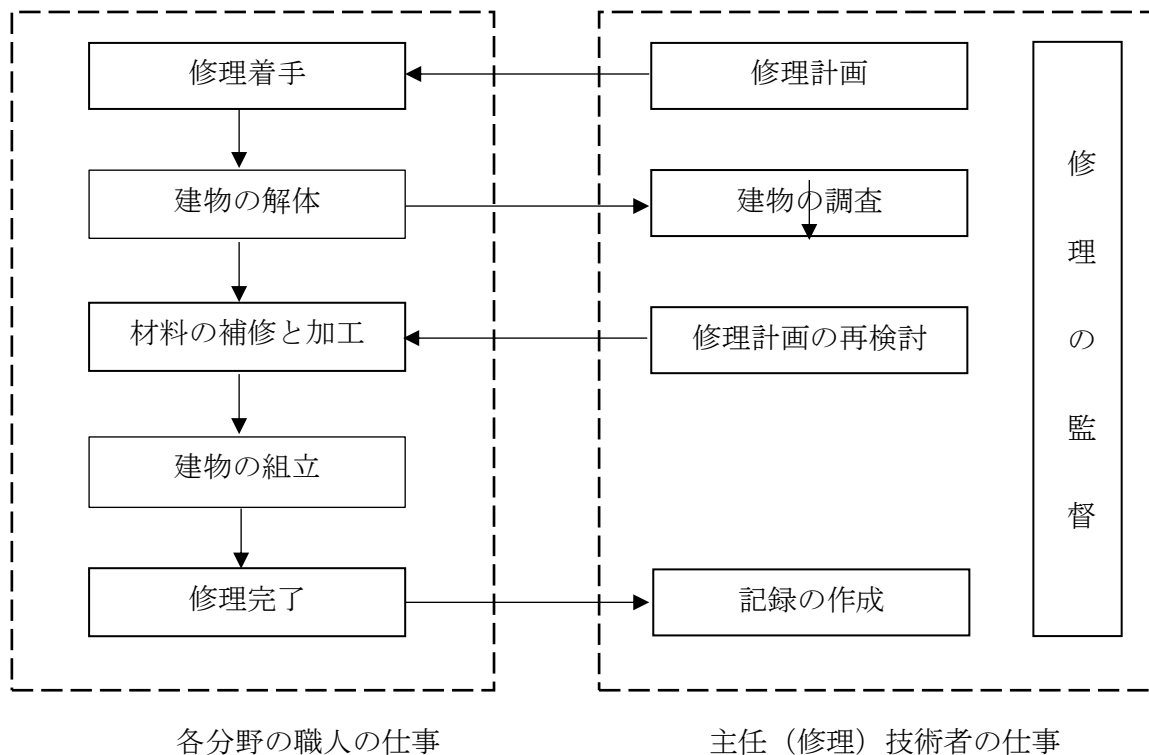


図 50 文化財建造物の修理の流れ

b. 庭園

文化財指定された庭園の修理は、自治体の文化財担当者や学術専門家の指導・監修のもと、指定庭園の扱いに熟達した技術を持つ庭師を抱える造園業者が行っている。

傷み具合に応じて根本修理と小修理があり、根本修理は、その都度組織される有識者から成る修理委員会の下、古写真や古絵図調査、発掘調査（写真6）などの手法を組み合わせ、本来の主景、地割、石材、石組を確認する。石材については、既存のものをそのまま利用することを基本とし、風化等によってやむを得ず取り換える必要が生じた場合にも、同形、同質、同産地のものを用いている。施工にあたっては、在来工法及び材料を使用している（写真7）。調査の中で地割や石組みに大きな改変の痕跡が認められた場合には、庭園の歴史的な価値を高めるため、当初の姿に復することも検討される。

その際には、有識者の指導を受け、文化庁文化財調査官とも現地協議を行い、その妥当性について詳細な調査を実施する。その後、文化庁長官に現状変更の申請を提出し、許可を得た後、慎重に実施され、修理事業報告書が作成される（写真8）。小修理の場合も、必要に応じて図面や写真等の記録が残される。

これらの報告書、記録は将来の修理における基本資料として用いられる。



写真6 庭園発掘状況（醍醐寺三宝院庭園）



写真7 庭園修理状況（醍醐寺三宝院庭園）



写真8 庭園修理報告書

表 10 世界遺産登録以後に行われた主な建造物・庭園・境内（城内）の修理または復旧

構成資産名称	修理年	修理対象と内容
A. 賀茂別雷神社	2009～2020	本殿・権殿ほか 32 棟の屋根葺替え
B. 賀茂御祖神社	1995～2003	祝詞舎ほか 20 棟の屋根葺替え、部分修理
	2012～継続中	境内遺構整備
	2017～2019	災害復旧
	2009～2017	預り屋ほか 22 棟の屋根葺替え
C. 教王護国寺	2010～継続中	外周土塀の修理
	1988～1995	蓮花門ほか 3 棟のうち解体修理 3 棟、屋根葺替え 1 棟
	2009～2013	東大門ほか 3 棟のうち解体修理 1 棟、部分修理 3 棟
	2015～2020	大師堂の解体修理
D. 清水寺	1996～2003	経堂・仁王門の解体修理
	2008～2021	本堂ほか 8 棟の解体または半解体修理
	2013～2015	三重塔の塗装修理、部分修理
	2017～2020	本堂の屋根葺替え
	2018～継続中	台風による倒木被害復旧
E. 延暦寺	2016～継続中	根本中堂の解体修理
F. 醍醐寺	1999	開山堂・如意輪堂の屋根葺替え、部分修理
	2001～2010	三宝院庭園の本格修理
	2008～2010	三宝院唐門の半解体修理
	2018～継続中	台風による倒木被害復旧
G. 仁和寺	1991～継続中	外周土塀の修理
	1997～1998	飛濤亭ほか 3 棟のうち半解体修理 1 棟、屋根葺替え 1 棟、塗装 1 棟、部分修理 1 棟
	2004～2006	九所明神本殿 3 棟の屋根葺替え、塗装、部分修理
	2012～2018	観音堂の解体修理
	2020	飛濤亭の屋根葺替え
	2021～継続中	庭園の修理
H. 平等院	1991～2003	庭園の復元的保存整備
	2012～2014	鳳凰堂の屋根・外部塗装修理
	2015～2022	鳳凰堂の内部剥落止め

構成資産名称	修理年	修理対象と内容
I. 宇治上神社	2011	摂社春日神社の屋根葺替え
	2012～2014	本殿・拝殿の屋根葺き替え
J. 高山寺	2018～継続中	台風による倒木被害復旧
K. 西芳寺		
L. 天龍寺		
M. 鹿苑寺	2016～2020	南池の修理及び整備、舍利殿の修理
N. 慈照寺	2007～2010	観音殿の屋根葺替え・部分修理
O. 龍安寺	2008～2010	本堂・附玄関の屋根葺替え
P. 本願寺	1993～1995	飛雲閣、浴室（黄鶴台）附回廊の屋根葺替え、部分修理
	1996～2008	滴翠園の保存修理
	2021～継続中	滴翠園の修理
	2014～2016	阿弥陀堂ほか1棟部分修理
	2017～2022	唐門ほか3棟の塗装、建具修理
Q. 二条城	1996～1998	二の丸御殿の屋根修理、部分修理
	2011～2013	二の丸御殿唐門ほか2棟のうち、2棟の屋根葺替え及び塗装修理、部分修理1棟
	2011～2014	唐門の修理
	2014～2017	東大手門の修理
	2018	災害復旧
	2017～継続中	本丸御殿の修理

（３）資材の確保と技術の継承

構成資産である建造物を含め、日本の文化財建造物の多くは木造建造物であり、腐朽、災害等により、部材を部分的に交換する修理が必要となる。その際、OUVの属性の構成要素として挙げた材料・構法を担保するため、同種の材料・構法を用いることが求められる。このため、伝統的な技術を有する修理技術者や文化財修理に必要な資材を将来にわたって安定的に確保していくことが重要となる。

文化庁では、文化財指定建造物の修理に必要な技術者の育成を図り、適切に後世に継承するため、文化財保護法のもと、伝統的な技術や技能で保存の措置が必要なものを「選定保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体に対し後継者育成のための支援を行っている。また、2020年には、選定保存技術の中から建造物修理及び木工に関わる伝統建築技術が「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」として人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に登録された（表 11）。このうち京都市には、4つの選定保存技術保存団体が所在している。

資材については、2006年に文化財建造物の修理にあたって必要な木材や檜皮、茅、漆などの植物性資材（材料）の安定的な確保を目的として、資材の供給地を守る「ふるさと文化財の森システム推進事業」を開始し、真正性を担保する資材（材料）の確保を進めている。

同事業に基づき、京都市内には「京都市文化財建造物保存技術研修センター」を設置（2003年）するとともに、檜皮の産地として「京都市合併記念の森ヒノキ林」（2018年）、「日向大神宮境内林」（2019年）が「ふるさと文化財の森」として設定されている。また、市内の国有林においても、大径木、長大木を生産するための森づくりを行う「古寺の森」や、檜皮の採取と採取を行う^{もとかわし}原皮師の養成の場として「檜皮採取林」が設定されている（写真9）。



写真9 檜皮採取風景



写真10 庭園管理研修風景

庭園の保存技術については、国の選定保存技術の保存団体である「文化財庭園保存技術者協議会」が京都市内に事務局を置いており、庭園の地割や石組、水処理や植栽管理など、庭園の保存に必要な管理技術を学び伝えていくため、教養や実技研修を行い、文化財庭園の保存継承を図っている（写真 10）。

また、京都市所在の京都芸術大学は 1996 年に「日本庭園研究センター」（現在は日本庭園・歴史遺産研究センター日本庭園研究部門）を設立し、日本庭園に関する研究や、歴史的庭園の保存や活用の調査を行い、国内の庭園研究の拠点となっている。

このように、建造物・庭園・境内等の保存には細心の注意が払われ、国や自治体の支援のもと、価値の維持と向上が常に図られている。

表 11 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に登録された
「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を構成する伝統建築技術
※下線は京都市に所在する団体

	選定保存技術	保存団体
1	建造物修理	(公財) 文化財建造物保存技術協会
2	建造物木工	(公財) 文化財建造物保存技術協会 (一社) 日本伝統建築技術保存会
3	檜皮葺・柿葺	<u>(公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会</u>
4	茅葺	<u>(公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会</u>
5	建造物装飾	<u>(一社) 社寺建造物美術保存技術協会</u>
6	建造物彩色	(公財) 日光社寺文化財保存会
7	建造物漆塗	(公財) 日光社寺文化財保存会
8	屋根瓦葺 (本瓦葺)	(一社) 日本伝統瓦技術保存会
9	左官 (日本壁)	全国文化財壁技術保存会
10	建具製作	(一財) 全国伝統建具技術保存会
11	畳製作	<u>文化財畳保存会</u>
12	装飾修理技術	<u>(一社) 国宝修理装飾師連盟</u>
13	日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会 日本うるし掻き技術保存会
14	縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

(4) 調査・指定の継続

構成資産においては、文化財に関する学術的な調査とその成果に基づく文化財指定が継続的に実施されており、1994年の世界遺産登録後も文化財保護法に基づく文化財指定が進められている。

修理に伴う調査によって建造物の価値が明らかとなった事例として、延暦寺で10件の建造物が新たに重要文化財に指定されたほか、本願寺においても、重要文化財の2件が国宝となり、新たに6件の重要文化財が指定された。

仁和寺においては、資産範囲内の庭園部分が国の名勝に、宇治上神社の資産範囲全域が名勝宇治山の一部として新たに指定され（図 51）、保護措置の強化が図られている（表 13）。



図 51 宇治上神社と名勝宇治山指定範囲

国指定文化財以外にも、「古都京都の文化財」が所在する各自治体では、文化財保護法に基づき各自治体が定めた文化財保護条例による文化財指定・登録を行うことで、その保護施策を進めている。資産内においても、同条例に基づき、多数の建造物、庭園の保護が図られており（表 12）、今後も一層調査を充実させ、その成果により文化財指定・登録を促進し、より確実な保護を図っていく計画である。

表 12 各資産における国指定以外の文化財数

構成資産名称	国 登録 文化財	京都府 指定・登録 文化財	京都府 暫定登録 文化財	京都市 指定・登録 文化財
A. 賀茂別雷神社			10	
B. 賀茂御祖神社			21	
C. 教王護国寺			15	
D. 清水寺				
E. 延暦寺	3			
F. 醍醐寺		3	5	3
G. 仁和寺	8			
H. 平等院				
I. 宇治上神社			3	
J. 高山寺			2	1
K. 西芳寺				
L. 天龍寺		2		
M. 鹿苑寺				
N. 慈照寺				
O. 龍安寺				
P. 本願寺				
Q. 二条城				

※上記の数は建造物、史跡・名勝に限る

表 13 各構成資産の資産範囲内に位置する指定文化財（2021 年現在）

（赤字：世界遺産登録後に指定されたもの）

構成資産名称	指定文化財				土地の指定 状況
	建造物		庭園		
	国宝	重要文化財	特別名勝	名勝	
A. 賀茂別雷神社	本殿、権殿	34			史跡
B. 賀茂御祖神社	東本殿、西本殿	31			史跡
C. 教王護国寺	金堂、五重塔、大師堂、蓮花門	10			史跡
D. 清水寺	本堂	18		成就院庭園	土地指定
E. 延暦寺	根本中堂	18 ⁵			史跡
F. 醍醐寺	五重塔、金堂、清瀧宮拝殿、薬師堂、三寶院殿堂表書院、三寶院唐門	10	三宝院庭園		史跡
G. 仁和寺	金堂	14		仁和寺御所庭園 ⁶	史跡
H. 平等院	鳳凰堂中堂、北翼廊、南翼廊、尾廊	1		平等院庭園	史跡、名勝
I. 宇治上神社	本殿、拝殿	1			土地指定 名勝
J. 高山寺	石水院	2			史跡
K. 西芳寺		2	西芳寺庭園		史跡 特別名勝
L. 天龍寺			天龍寺庭園		史跡 特別名勝
M. 鹿苑寺			鹿苑寺庭園		特別史跡 特別史跡
N. 慈照寺	銀閣、東求堂		慈照寺庭園		史跡
O. 龍安寺		1	方丈庭園	龍安寺庭園	史跡 名勝
P. 本願寺	飛雲閣、唐門、書院、北能舞台、黒書院、黒書院伝廊、御影堂、阿弥陀堂 ⁷	8 ⁸	大書院庭園	滴翠園	史跡
Q. 二条城	二の丸御殿遠侍及び車寄、式台、大広間、蘇鉄の間、黒書院、白書院	22	二の丸庭園		史跡
小計	40	172	8	5	
合計	213		13		

⁵ 阿弥陀堂鐘楼、山王社、文殊楼、浄土院拝殿、浄土院唐門、浄土院伝教大師御廟、西塔鐘楼、横川鐘楼、四季講堂、元三大師御廟拝殿（2016 年 7 月 25 日指定）

⁶ 2021 年 3 月 26 日指定

⁷ 2014 年 9 月 18 日指定（重要文化財から国宝に格上げ）

⁸ 経蔵、手水所、鼓楼、御影堂門、阿弥陀堂門、総門（2014 年 9 月 18 日指定）※経蔵、総門は資産範囲外

（５）整備事業

ここで述べる整備とは、資産範囲内の景観の改善やインタープリテーションの再検討により、文化遺産としての価値を向上させる事業を指す。

賀茂別雷神社では、従来正面入口前に駐車場やバス乗り場、店舗などがあって参道景観を阻害していたが、これらを撤廃または移設して広場とすることで、景観を大きく向上させる事業を実施中である。

賀茂御祖神社では、19世紀末に失われた建物跡について、発掘調査成果及び古絵図に基づき、インタープリテーションのための平面表示を行った。鹿苑寺では、長年非公開エリアとしていた部分が、史料調査と発掘調査の結果、創建期の池跡であると結論されたため、根拠のない復元は避けつつ池跡であることが分かるよう、実生木等の伐採と苔貼りが行われ、公開エリアに組み入れられた。

二条城でも、本来正面入口前は威儀のために見通しのよい広場であるべきところ、世界遺産登録時にはバス駐車場等に使われていたため、これを同じく資産範囲内ではあるが敷地の背面側へ移設することで、正面景観の改善が行われた（写真 11）。

今後も、各構成資産に設けられた専門家委員会で議論を行いながら、整備の必要性やその在り方について検討を続け、保存活用計画・整備基本計画に位置付けながら、中長期的に実施を継続していく。



写真 11 二条城正面入口前再整備の前後（左：2017 年、右：2020 年）

第3節 防災・防犯

(1) 防災対策

a. 火災

建造物が木造であるという性質上、所有者も行政も、防火には最も注意を払っている。OUVを構成する国宝・重要文化財建造物の全てに、自動火災報知設備が設置され、初期消火設備・避雷設備も完備されている。また、必要に応じて放水銃などの延焼防止設備も整えられているほか、所有者による独自の消防組織も存在する。

文化庁においては、2019年のノートルダム大聖堂や首里城の火災を教訓に、世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（2020～2024年度）を策定し、重点的・計画的な取組を進めている。これにより「古都京都」においても、賀茂別雷神社、清水寺、延暦寺、仁和寺などで消火設備の本格的な改修・拡充が進行しており、今後、教王護国寺、醍醐寺、高山寺、西芳寺、二条城でも順次更新が行われる予定である。

京都府・京都市においては、2011年に地域防災計画に基づき、平常時から防災対策をはじめ、災害発生時から発生後まで関係者が取るべき行動を示した「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を定め、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑える指針を示している。

各自治体の消防部局は、OUVの属性を構成する建造物が資産範囲のどこにあるか正確に把握しており、万一火災が発生した場合には、優先的に消火や延焼防止活動を行うことになっている。

14 資産が集中する京都市は、所有者に対し自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充について指導するとともに、周辺地域の住民に対しても、重点



写真 12 文化財市民レスキュー研修風景
(賀茂別雷神社)



写真 13 合同消防訓練
(仁和寺)

表 14 京都市文化財市民レスキュー体制の活動

災害発生時の活動	平常時の活動
・火災の発見と出火場所の確認 ・召集と応召 ・119 番通報 ・初期消火 ・搬出活動 ・避難誘導 ・情報伝達 ・応急救護活動	・普段の備え - 連絡体制の確認 - 防災施設の取扱方法の確認 - 火災予防の話合い - 災害時における相互応援の検討 ・火災の警戒 - 祭礼等の警戒 - 敷地内の巡回

的に防火指導を行っている。2000 年からは、火災や災害に際して地域住民が協力して消火・通報・文化財搬出の初動活動に取り組む「文化財市民レスキュー」体制の構築に力を入れてきた（写真 12、表 14）。

さらに、2010 年から 2021 年 3 月まで、災害発生時の初動体制強化のため、研修を受けた観光ガイドやタクシー乗務員等に初期消火や初期救急活動に協力する「文化財防災マイスター」の育成を行った。2015 年 3 月以降は消防訓練、防火研修会の見学、参加等を「文化財防災マイスターフォローアップ研修」として展開し、官民の力を合わせた防火体制の構築を行っている。

平等院、宇治上神社が所在する宇治市においても、周辺住民や事業者からなる「文化財まもり隊」が結成され、初期消火や文化財搬出を援助する体制を整えている。

これらに加え、所有者自身が独自の消防組織を有するのが、清水寺と延暦寺である。

清水寺では、京都市の消防部局が設立される以前の 1948 年に、寺院関係者と門前町有志による「清水寺警備団」を結成している。警備団では、京都市消防局と毎年の合同消防訓練を実施しているほか、毎日の夜間巡回警備や催事の際の特別警備に従事するなど、地域住民、寺院関係者、行政が一体となって、文化財防災に取り組んでいる。

大津市に所在する延暦寺では、山上に堂舎があり、火災発生時には消防隊が山麓から到着するまで時間を要するため、延暦寺独自の自警消防団を組織している。自警消防団は消防車を備え、24 時間体制で火災に備えている。火災発生時には、自警消防団が初期対応を行い、本格消火を大津市消防局が対応する。

b. 風水害

資産を構成する文化財建造物については、耐震診断に合わせ耐風診断も実施しており、必要に応じて構造の補強が行われている。また、倒木が建造物を損壊しないよう、所有者による危険木の伐採が予防的に行われている。

近年激甚化している大雨による水害に対しては、境内の雨水排水処理等の環境整備が行われている。

c. 地震

資産を構成する文化財建造物は全て耐震診断を実施している。診断結果に応じ、補強が必要な建物については、保存修理に合わせて耐震補強を実施し、耐震性能の向上を図っている。補強は真正性を損なうことのないよう可逆性をもたせることを原則とし、補強材は視認されないよう努めている。また、地震に伴い発生する恐れがある火災に対して、耐震性貯水槽の整備や大規模災害時にも使用可能な水利の確保を行っている。

（２）防犯対策

油状液体散布や落書きなど、来訪者による悪意ある毀損の発生を受け、各資産では、監視カメラや赤外線警報装置の設置及び更新を進めているほか、所有者による日常的な巡回、宿直警備の強化を実施している。

第4節 所有者を中心とした保存管理

(1) 所有者による維持管理

17 の構成資産のうち、二条城を除く 16 資産については、創建以来、宗教活動が現在も続く宗教施設であり、所有者である宗教法人が常駐し、建築・庭園・敷地を宗教的な崇敬の念をもって管理している。

OUV の属性を構成する建造物、庭園は、それらが立地する境内とともに、教義に基づく神事、法要、祭礼などの年中行事が行われる信仰の場としての役割を担っている。したがって各宗教法人は、清浄と静謐を保つため日々の清掃、警備、点検や軽微な補修の実施などの管理体制を整えることで、現在まで資産を守り伝えてきた。各宗教法人は境内の歴史性・精神性について熟知しており、それら有形・無形の価値を損じることなく継承することを自らの責務とし、実行している。

京都市が管理を行う二条城においても、先述したように建造物、庭園の修理、維持管理を担う専門技術者、庭園を含めた城内の樹木の手入れ、清掃を行う職員が常駐しており、他の 16 資産同様、資産の歴史性・精神性について熟知した上で維持管理を行っている。

四季の変化に富んだ日本の気候は、美しい庭園や資産内の景観を実現する一方、日々生育する庭園の植栽や資産内の自然、多雨多湿の環境下にある木造建造物は、日々の手入れや小修理を必要とする。所有者が行うこれらの作業は、伝統的な技術を有し、所有者と長年の信頼関係にある職人によって支えられている。また、経年や災害によって劣化損壊した建造物・庭園の修理や、防災・防犯の取組も、所有者が主体となって行っている。

(2) 宗教活動と文化財保護の両立

二条城以外の 16 の構成資産は、現在も宗教活動を行う各宗教法人が所有している。資産範囲はすなわち信仰の場であり、建造物、庭園についても宗教活動に必要なものとして、創立以来、信仰を絶え間なく継続してきた結果、現在まで保全が図られたものである。したがって、今後も信仰を継承していくことが OUV を維持する上で最も重要である。

各宗教法人では、信仰を維持する上で必要な建物や空間を守るため、公開時間及び範囲を定め、OUV である建造物や庭園のみならず、境内にある様々な文化遺産の保全を図っている。このような活動の方針をより明確にするため、文化財保護法に基づく保存活用計画の策定も漸次着手されつつあり、現在も続く信仰と文化財保護の両立を図っている。

（３）地域コミュニティとの関わり

宗教施設である資産には、創立の経緯によって異なるが、信仰で特に強く結びついた信者から、生活習慣、通過儀礼、祭礼、年中行事での繋がりや、歴史や文化への愛着で緩やかに結びついた地域住民まで、地域コミュニティが同心円状に関与する構造がある。ここで同心円状というのは、資産との物理的な遠近ではなく、関与度合いによる遠近である。最も強く結びついた信者は、神社では氏子、寺院ではその形態によって檀家・信徒・講などと呼ばれ、宗教活動として実施される様々な祭礼や参拝、清掃などの奉仕活動、寄附などを通じて、地域住民と資産を結び付け、保護への参画を促す役割を担っている。

また二条城を除く各資産においては、明治維新まで資産の維持を支えた檀越に代わる支援団体として、団体、個人などの信者や、文化財保護に関心のある篤志者からなる奉賛会や友の会などの組織を持ち、これらの組織は清掃、奉仕活動、修理に伴う寄附などによって各資産の維持と継承に寄与している。

（４）国・地方自治体による（技術的・財政的）支援

構成資産が所在する各自治体では、所有者に対し、指定等文化財の修理事業や整備事業、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、それらが適切に実施され、その文化財的価値が後世に引き継がれるよう、指導・助言を行っている。また、保存修理事業等への各種補助制度や仕組みについて、必要な情報を提供し、所有者の実態に応じた方法を提案するなどの支援を行っている。

本章で述べた OUV を構成する建造物や庭園の本格的な修理や、防火・防災・防犯設備の整備、災害復旧については、国の補助金交付制度が用意されており、通常事業費の 50%（災害復旧の場合は 70%、その他特例的な加算制度により最大 85%）が国から補助される。これらについては、別途京都府・滋賀県からも補助金が交付される。それ以外の建造物・庭園についても、自治体の条例に基づく文化財指定を受けているものについては、同様に補助金制度が整えられ、資産全体の価値の維持向上に貢献している。